

秋田県こども計画

(素案)

秋 田 県

目 次

第1章 秋田県こども計画の策定に当たって

1	これまでの県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	こども基本法の施行について・・・・・・・・	3
3	新しい計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	計画の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	計画の推進体制・進行管理・・・・・・・・	5

第2章 こども・若者を取り巻く現状

1	少子高齢化の進行・・・・・・・・	6
2	子育てをめぐる状況・・・・・・・・	9
3	こどもの育ちをめぐる状況・・・・・・・・	12
4	家庭をめぐる環境の変化・・・・・・・・	14
5	学校をめぐる状況・・・・・・・・	15
6	不登校やいじめをめぐる状況の変化・・・・・・・・	16
7	地域社会の変化・・・・・・・・	17
8	情報化社会の進展・・・・・・・・	17
9	国際化の進展・・・・・・・・	19
10	雇用・就職を取り巻く環境の変化・・・・・・・・	20
11	若年無業者の状況・・・・・・・・	21

第3章 計画推進の基本的な考え方

1	計画の基本理念・・・・・・・・	23
2	こども・若者を主体とする5つの視点・・・・・・・・	23
3	基本理念を実現するための4つの項目・・・・・・・・	25
4	本計画の施策体系・・・・・・・・	26
5	こども・若者の成長段階に応じた施策の整理・・・・・・・・	28

第4章 施策の推進方向

1	こども・若者が健やかに成長できる環境整備	30
2	秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援	54
3	困難を有するこども・若者への支援	66
4	子育て当事者を社会全体で支える体制の充実	74

第5章	計画の指標と数値目標	81
-----	------------	----

資料編

資料1	秋田県こども計画策定委員会委員名簿及び審議経過	未
資料2	「第3次あきた子ども・若者プラン」における数値目標及び実績値	未
資料3	「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」における数値目標及び実績値	未
資料4	県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」と 「確保方策」総括表	未
資料5	県設定区域における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と 「確保方策」総括表	未
資料6	市町村子ども・子育て支援事業計画における基礎数値	未
資料7	市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況	未
資料8	市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の 需給状況	未
資料9	相談機関一覧	未
資料10	用語集	未

第1章 秋田県こども計画の策定に当たって

1 これまでの県の取組

(1) あきた子ども・若者プランについて

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法に基づき、こども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むことができるようにするための取組（以下「こども・若者育成支援」という。）を推進するため、県では、平成23年3月に「あきた子ども・若者プラン」、平成28年3月に「第2次あきた子ども・若者プラン」、令和3年3月に「第3次あきた子ども・若者プラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定し、総合的かつ中・長期的にこども・若者育成支援に取り組んできました。

第3次プランでは、5つの成長ステージにおいて24の施策に対応した32の指標とその目標値を掲げ、進行管理を行ってきました。主な指標は次のとおりです。ネットトラブル被害に遭った児童生徒の割合や若者の文化活動等を支援する事業への申請数等、目標を達成しているものがある一方で、千人当たりの不登校者数や若者の自立支援を通じた進路決定者数等は達成率が低い状況です。また、認知したいじめの解消率も目標には達しておらず、こども・若者育成支援に関する取組をこれまで以上に推進する必要があります。

第3次あきた子ども・若者プランにおける 各施策の主な目標指標	単位	R元年 基準値	R4年 実績値	R5年 実績値	R6年 目標値	達成率
母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	17.1	22.5	22.9	20.0	114.5%
小6体力合計点(男女平均) ※国公立小学校	点	63.2	61.7	62.3	64.3	96.9%
朝食の摂取率（毎日食べる）（小学5・6年生）※公立小学校	%	88.9	88.9	86.1	92.0	93.6%
ネットトラブル被害児童生徒 ※公立小・中学校	%	3.2	3.4	3.0	3.5	116.7%
千人当たりの不登校者数 ※国公立小・中学校	%	15.0	26.3	33.8	13.0	—
認知したいじめの解消率 ※公立小・中学校	%	93.8	88.9	90.9	95.0	95.7%
中3体力合計点(男女平均) ※国公立中学校	点	52.5	51.9	51.8	53.6	96.6%
高3体力合計点(男女平均) ※公立高等学校	点	53.3	53.6	53.1	55.5	95.7%
若者の文化活動等を支援する事業への申請数	件	13	27	18	18	100%
若者の自立支援を通じた進路決定者数	人	101	98	73	400 (4年間の累計)	67.0%

(2) すこやかあきた夢っ子プランについて

次代の社会を担うこどもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成 17 年度から 10 年間にわたり、秋田県次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づき様々な取組を進め、その間、平成 18 年には、こども・子育て支援に関する基本理念や様々な主体の責務を定めた「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定しました。平成 24 年 8 月には、全てのこどもとその保護者を対象とする子ども・子育て支援 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」、令和 2 年 3 月に「第 3 期すこやかあきた夢っ子プラン」（以下「第 3 期プラン」という。）を策定し、こども・子育て支援を総合的に推進してきました。

第 3 期プランでは、2 つの政策の下に 7 つの基本施策を掲げ取組を進めてきました。

施策の進捗を図るために掲げた指標の主な状況は、次のとおりです。ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生等の割合や「子育て家庭への経済的支援」について「十分である、概ね十分である、ふつう」と回答した割合（合算）等、目標を達成しているものがある一方で、放課後児童クラブ待機児童数や保育所等の待機児童数は目標に達していません。

こうしたことから、こども・子育て支援の総合的・計画的な提供や次の親世代に対する支援等を、これまで以上に推進していく必要があります。

第 3 期すこやかあきた夢っ子プランにおける 基本指標及び各基本施策の主な目標指標	単位	H 30 年 基準値	R 4 年 実績値	R 5 年 実績値	R 6 年 目標値	達成率
秋田県県民意識調査「安心して子育てができる社会になっている」と回答した割合	%	36.4 (R 元 現状値)	55.2	—	65.0	—
保育所等の待機児童数	人	65	3	2	0	—
病児保育事業実施市町村数	—	13	14	14	19	73.7%
放課後児童クラブ待機児童数	人	63	57	43	0	—
ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生等の割合	%	—	93.8	97.2	90.0	100.8%
あきた結婚支援センターへの成婚報告者数	件	159	130	74	245	30.2%
アンケート調査「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合	%	—	83.6	81.4	65.0	125.2%
妊娠・出産包括支援事業実施市町村数	—	2	10	20	25	80.0%
積極的に育児をしている父親の割合	%	64.6	70.8	—	80.0	—
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小 6）	%	91.1	85.6	87.1	90.0	96.8%
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（中 3）	%	87.0	83.8	84.9	85.0	99.9%

2 こども基本法の施行について

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

これを受け、政府は、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるため、こども施策に関する「子供・若者育成支援推進大綱」、「少子化社会対策大綱」及び「子どもの貧困対策大綱」の3つの大綱を統合した「こども大綱」を策定し、令和5年12月に閣議決定しました。こども大綱が目指すのは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」です。

3 新しい計画の策定

こども基本法では、「都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めるよう努めるものとする」と定められています。

本県では、こども・若者の健全な育成や子育て支援等のこれまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、こども大綱を勘案し、本県のこども施策を定めた「秋田県こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、本計画は、「第3次あきた子ども・若者プラン」及び「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画を統合した計画とします。

4 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく都道府県こども計画であるとともに、次の法令等に基づく計画を一体的に策定するものです。

- ① 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ② 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ③ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」
- ④ 秋田県子ども・子育て支援条例第8条第1項に基づく「子ども・子育て支援に関する基本計画」
- ⑤ 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

また、本計画は、県内 25 市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画と整合・調整を図るとともに、県が策定する、こども・子育てに関連する次の計画との調和を保つものとします。

- ① 新秋田元気創造プラン
- ② 第 5 次秋田県男女共同参画推進計画
- ③ 第 3 期秋田県地域福祉支援計画
- ④ 秋田県社会的養育推進計画
- ⑤ 第 4 期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画
- ⑥ 第 6 期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
- ⑦ 第 2 次秋田県子どもの貧困対策推進計画
- ⑧ 第 2 次秋田県障害者計画
- ⑨ 第 7 期秋田県障害福祉計画
- ⑩ 第 3 期秋田県障害児福祉計画
- ⑪ 第 2 期秋田県自殺対策計画
- ⑫ 第 4 期あきたの教育振興に関する基本計画
- ⑬ 第四次秋田県特別支援教育総合整備計画

5 計画の対象

本計画では、生まれて成長し、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にあるすべての人、そして、子育て当事者、これから子育て当事者になる者、こどもと子育て家庭を取り巻く全ての関係者等を対象とします。

また、各ライフステージの定義については、生まれてから義務教育年齢に達するまでを「幼児期」、小学生年代を「学童期」、中学生年代からおおむね 18 歳までを「思春期」、おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満を「青年期」、思春期から青年期を「若者」としていますが、社会的自立に困難を抱える 30 歳代の者も少なくないことから、この年代も「若者」の対象とします。

6 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。

7 計画の推進体制・進行管理

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、県の各部局や各機関が一体となって取組を進めるほか、市町村や学校、企業はもとより、地域においてこども・子育て支援に取り組んでいるNPO等、各種団体と連携しながら施策を推進します。

(2) 進行管理

本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルを導入し、各施策の効果の検証と目標の達成状況の確認を毎年度実施し、公表するほか、県の附属機関としてこども・若者・子育てに関する施策を総合的に調査審議する合議制の機関（令和7年4月設置予定）からの意見等を踏まえつつ、課題を整理して次年度の施策・事業に反映させます。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

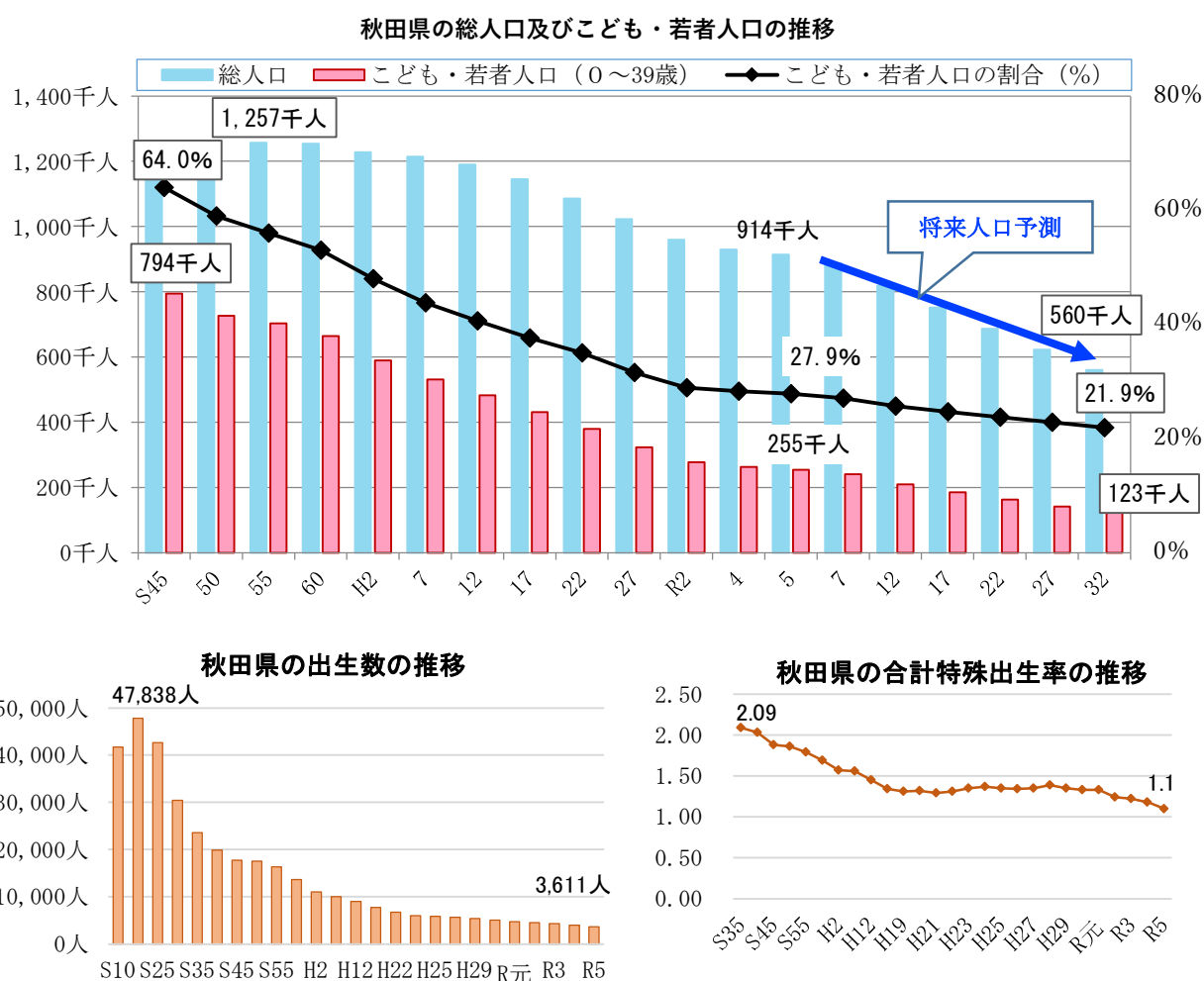
1 少子高齢化の進行

本県の人口は、昭和31年に135万人のピークを迎えた後、減少に転じ、令和5年10月現在の人口は約91万人となっており、このうちこども・若者人口（0～39歳まで）は約25万人で、約28%を占めています。

出生数は、第1次ベビーブーム期である昭和22～24年の約4万8千人をピークに減少を続け、令和5年には3,611人となり、合計特殊出生率については、1.10となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年に96万人だった本県の人口は、令和32年には約56万人にまで減少するものと予想されています。

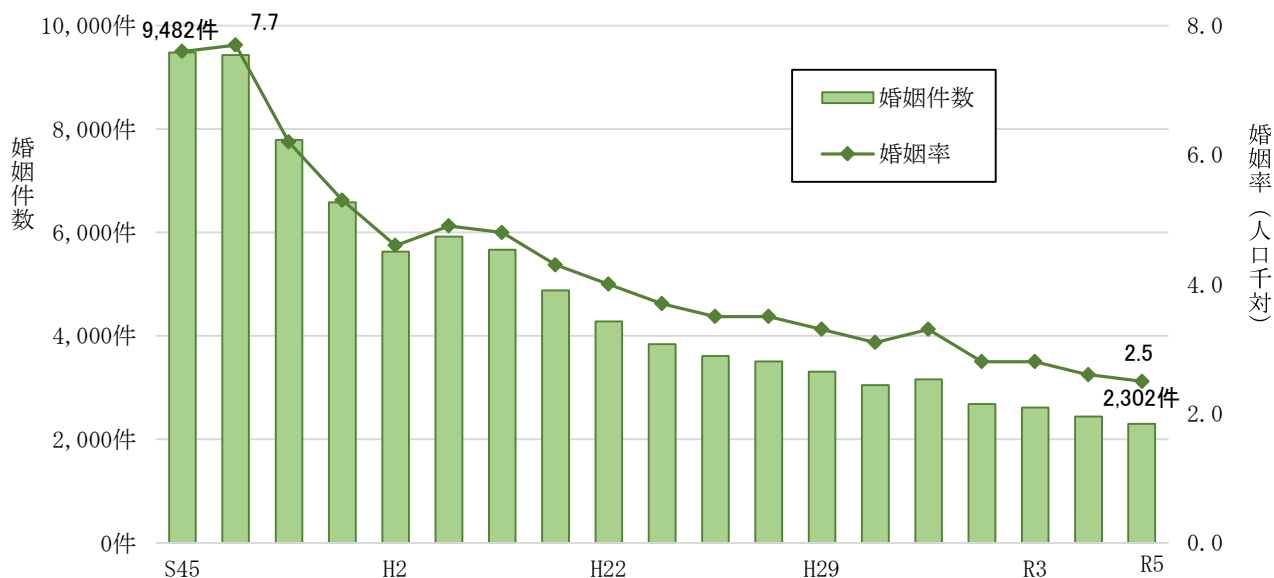
そのため、県では、「秋田県人口ビジョン」を策定し、目指すべき将来人口の展望について県民と共有を図りながら、官民一体となって少子化への対応をはじめとする人口減少対策を推進しています。



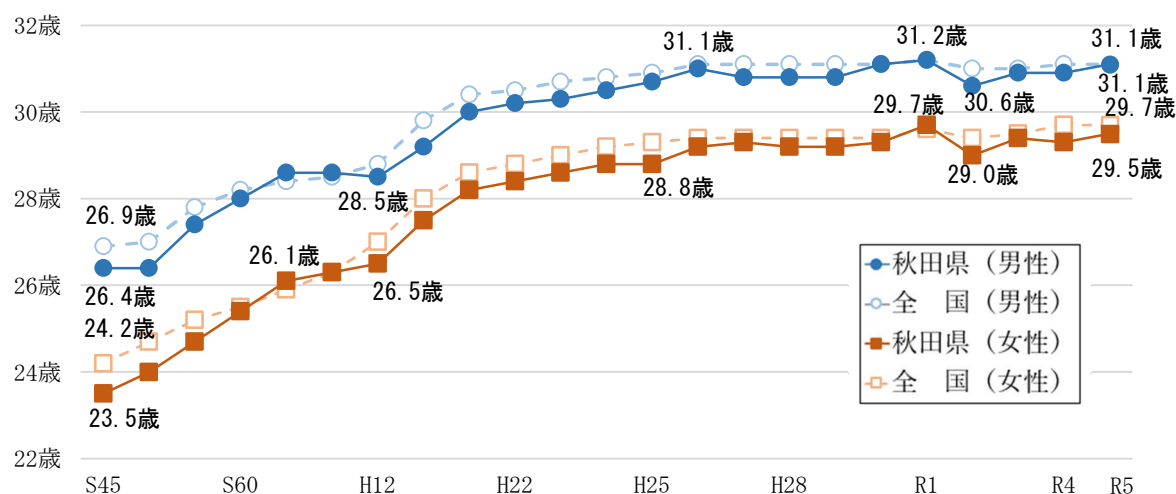
【出典：総務省 国勢調査及び人口推計、厚生労働省 人口動態統計、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（2023年推計）】

本県における婚姻状況をみると、婚姻数については、昭和45年の9,482件から、令和5年には2,302件となり、婚姻率（人口千人に対する婚姻数）は2.5となっています。平均初婚年齢は、昭和45年に男性が26.4歳、女性が23.5歳でしたが、令和5年には男性が31.1歳、女性が29.5歳となっており、全国平均と同様に、晩婚化が進んでいます。

秋田県の婚姻状況



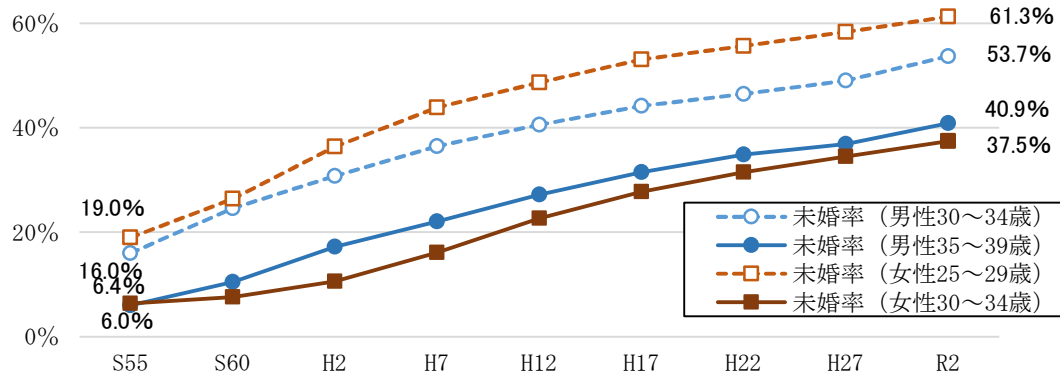
平均初婚年齢の推移



【出典：厚生労働省 人口動態統計】

本県における未婚率は、昭和55年に35～39歳男性は6.0%、30～34歳女性は6.4%でしたが、令和2年には、それぞれ40.9%、37.5%となっており、男女とも未婚化が進行しています。

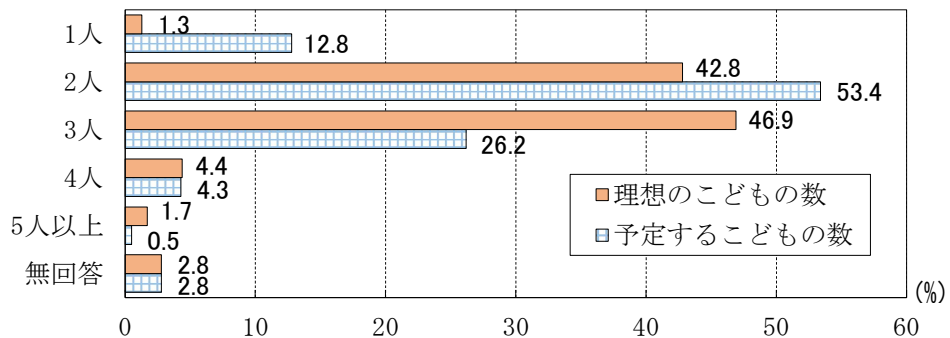
秋田県の未婚率の推移



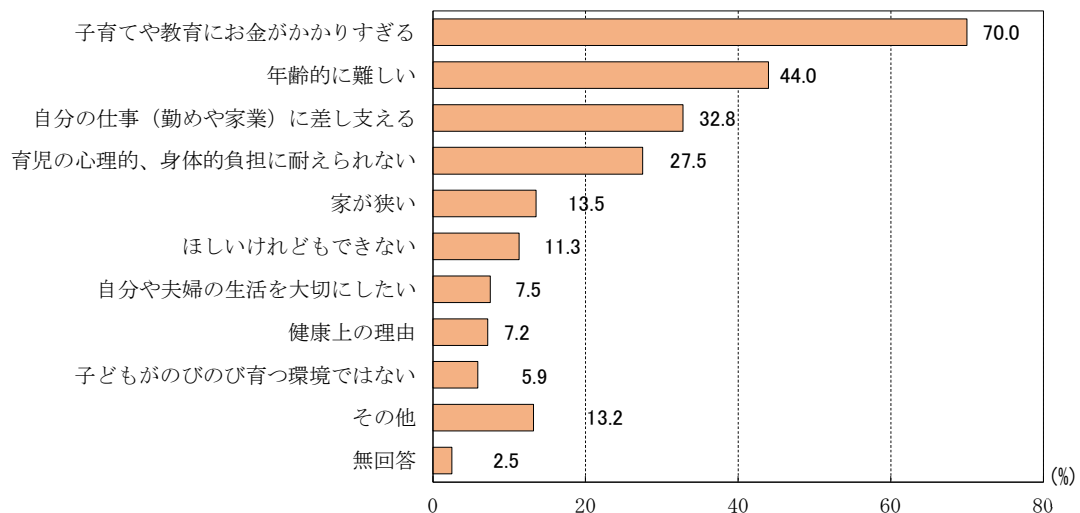
【出典：総務省 国勢調査】

県内のこどもの保護者を対象としたアンケート調査では、理想とすることどもの数は、「3人」が46.9%と最も割合が高く、続いて「2人」が42.8%となっています。これに対し、予定することどもの数は、「2人」が53.4%と最も割合が高くなっており、理想とすることどもの人数が持てない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最多となっています。

理想のこどもの数と予定することどもの数



理想とすることどもの人数が持てないと思う理由



【出典：秋田県次世代・女性活躍支援課 令和5年度子育て支援に関する調査】

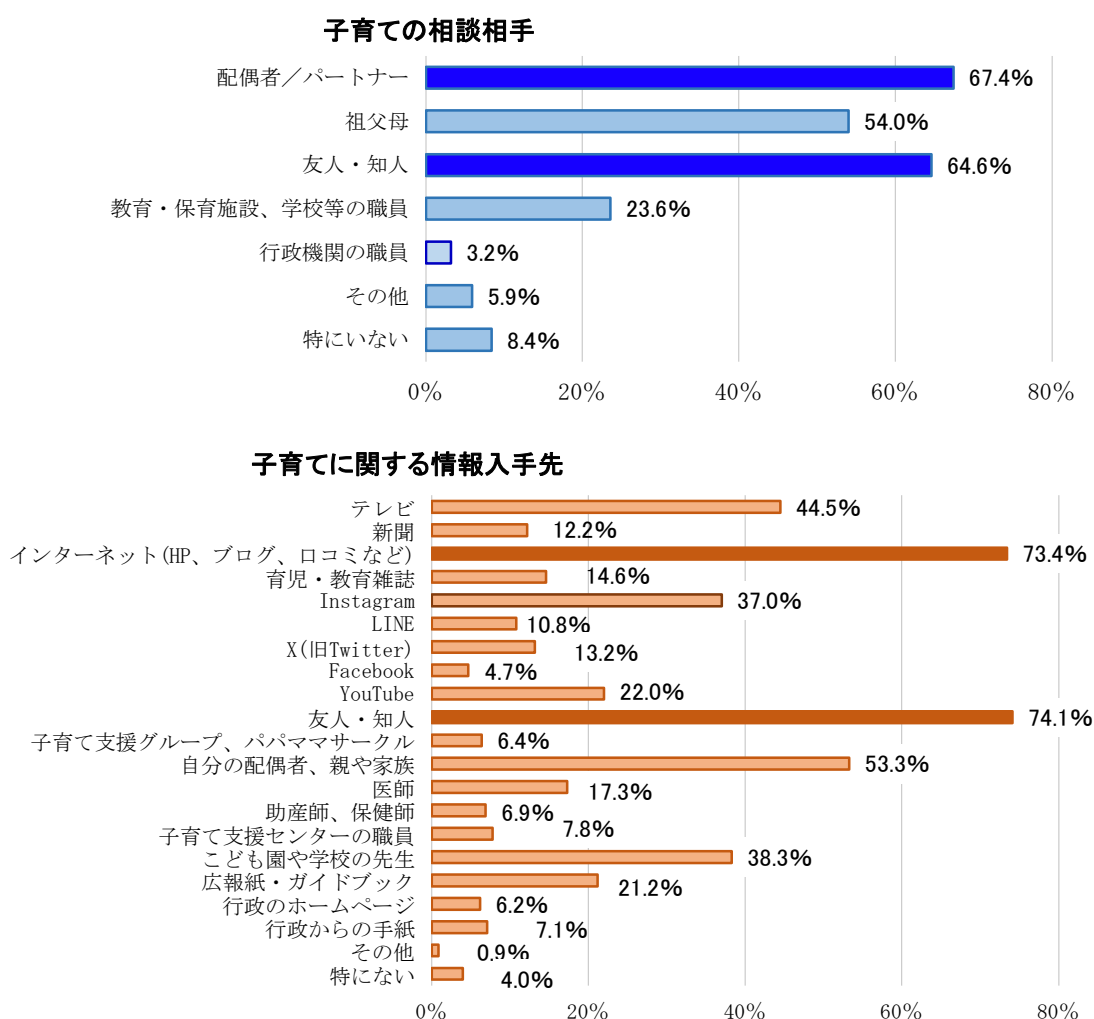
人口減少や少子化の進行により、こども同士や地域の人たちとのコミュニケーションの機会が減少し、対人関係や社会規範を学ぶ機会が少なくなる等の課題があることから、学校行事等の様々な機会を通じて、こどもと高齢者等、地域の人たちとの交流を促進することが必要です。

人口減少への対応は、活力ある地域社会を維持していく上でも大きな課題であり、限られた人的資源で地域の発展を支えていかなければなりません。

2 子育てをめぐる状況

(1) 子育ての相談相手や子育てに関する情報入手先

県内の子育て当事者を対象としたアンケート調査では、子育ての相談相手は、「配偶者」が67.4%で最も割合が高く、続いて「友人・知人」、「祖父母」となっています。また、子育てに関する情報入手先についても「友人・知人」の割合が74.1%と最も高く、続いて「インターネット」、「自分の配偶者、親や家族」となっています。

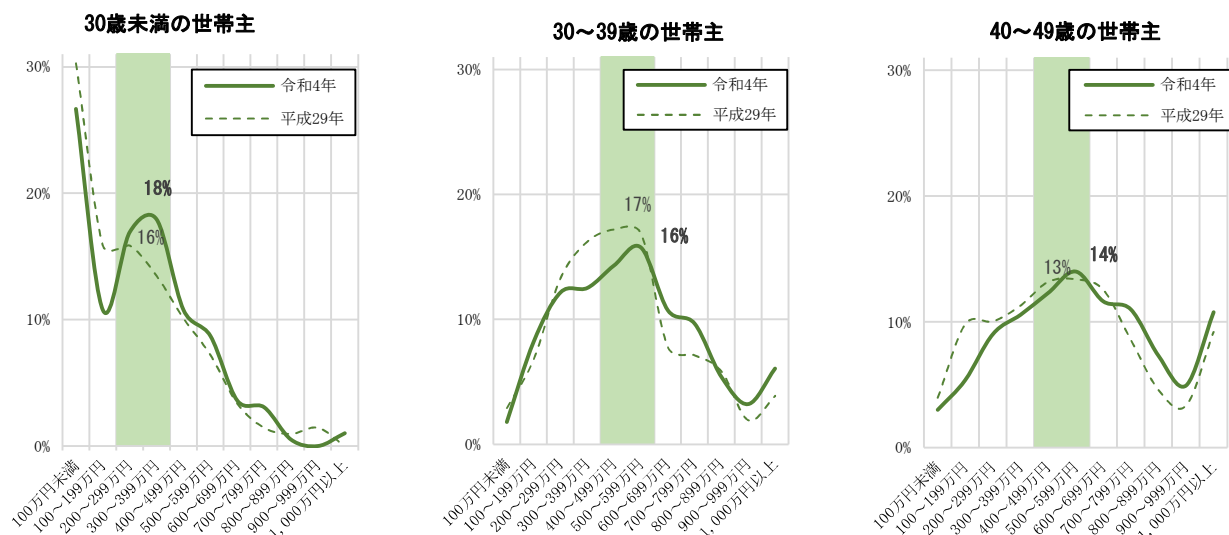


【出典：秋田県 令和6年度 秋田県こども計画策定のための子育て当事者の意見調査】

（２）子育て家庭の経済状況

子育てを主に担う 50 歳未満の世帯の所得について、平成 29 年と令和 4 年を比較すると、各年代において、高所得階層の割合が増加しています。30 歳未満の世帯では世帯所得 300～399 万円が、30～39 歳と 40～49 歳の世帯では、ともに世帯所得 500～599 万円が最多となっています。

秋田県における世帯主の年代別世帯所得の傾向

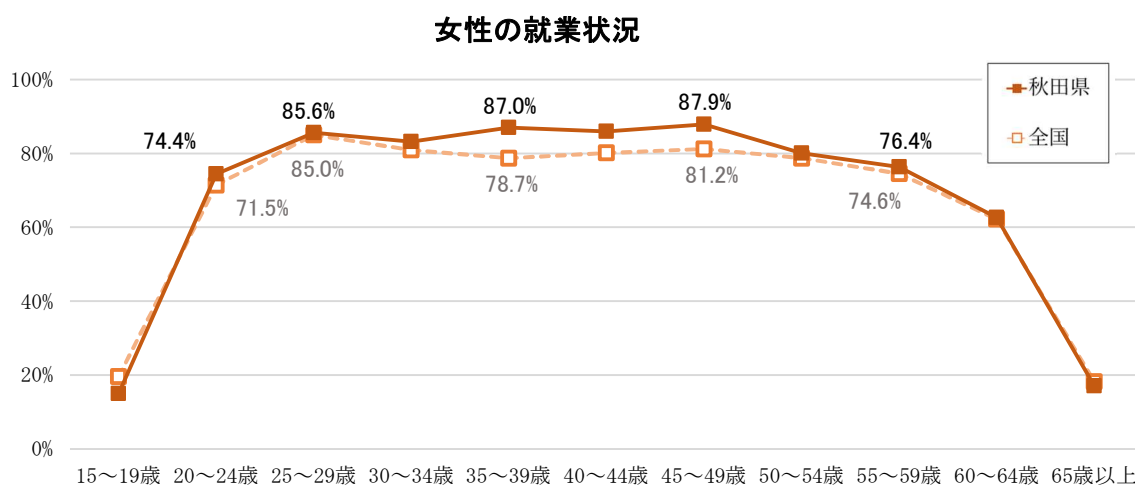


【出典：総務省 平成 29 年、令和 4 年 就業構造基本調査】

（３）育児と仕事の両立状況

①女性の就業状況（有業者の割合）

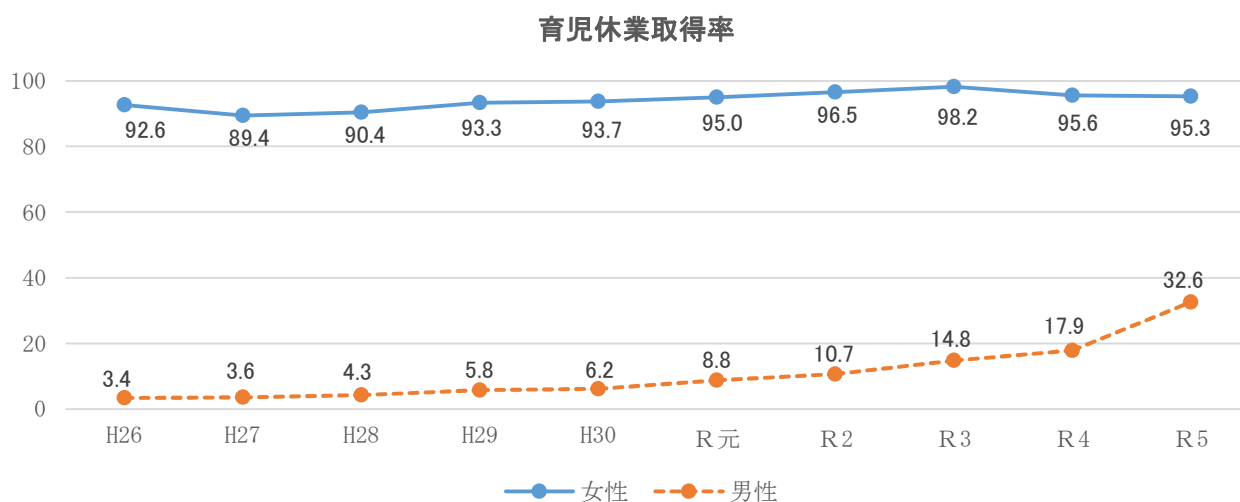
本県における 20 歳から 59 歳までの女性における有業率は 7 割を超え、全国的に見ても比較的高い状況です。



【出典：総務省 令和 4 年 就業構造基本調査】

②育児休業取得率

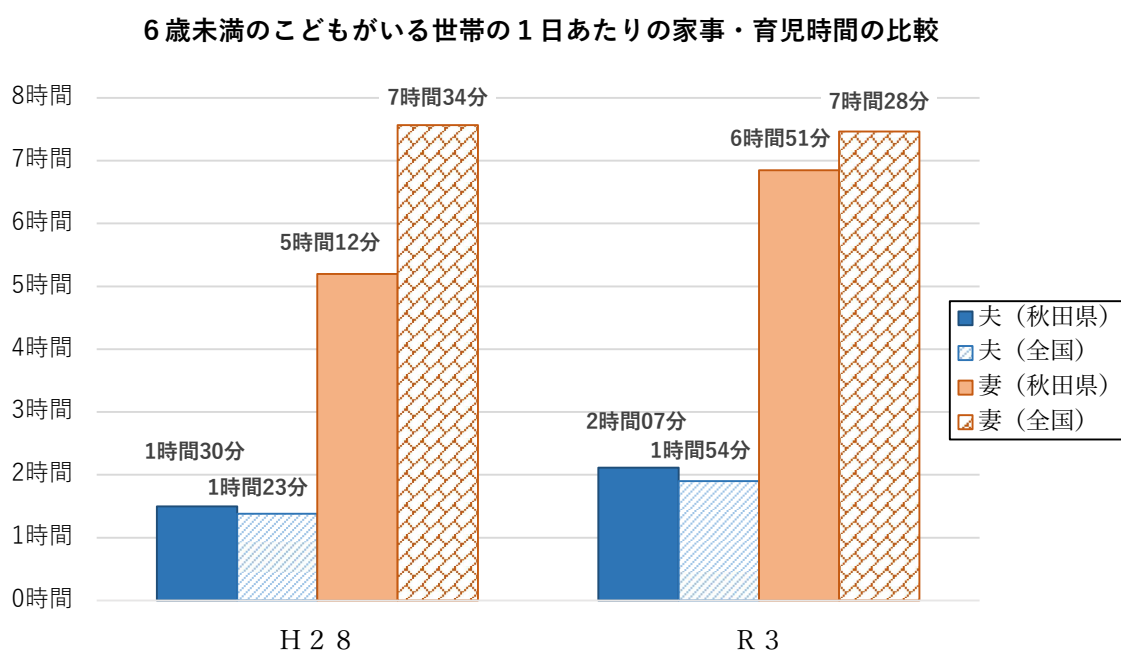
育児休業取得率は、女性は平成 28 年以降 9 割以上を維持しているのに対し、男性の取得率については、平成 30 年までは 1 割未満であったものの、近年は増加傾向にあり、令和 5 年は 32.6%でした。



【出典：秋田県 労働条件等実態調査】

③男性の家事・育児への参画

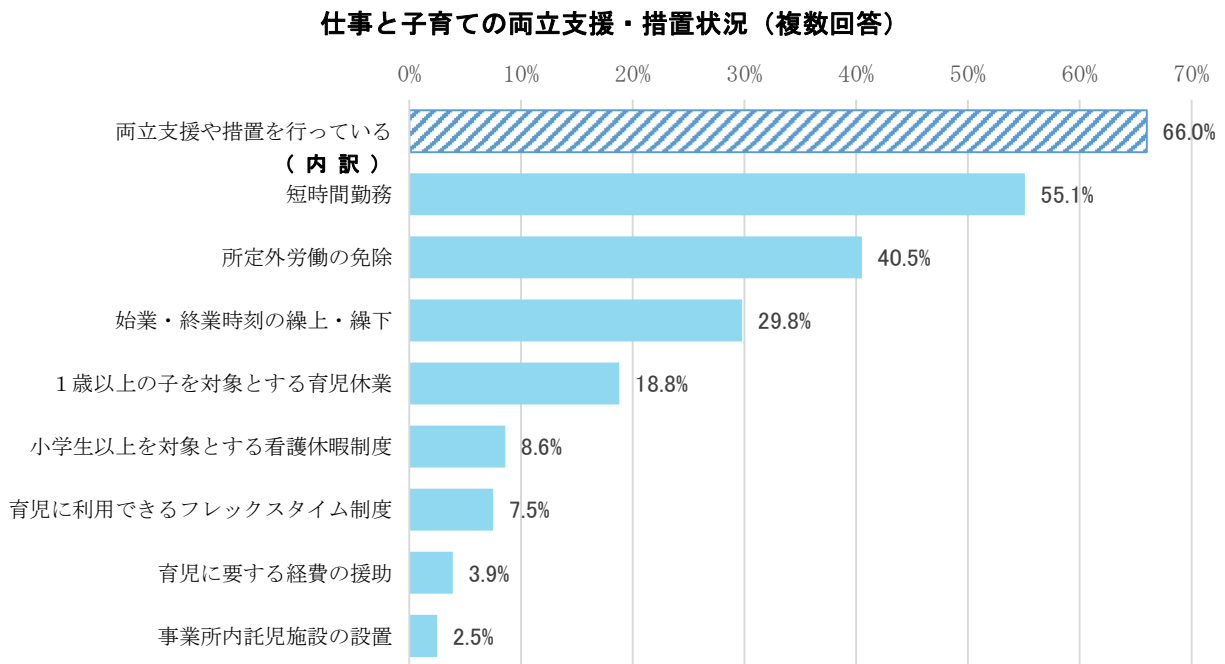
6 歳未満のこどもがいる世帯の、夫の 1 日あたりの家事・育児時間をみると、共働き世帯が増えていることもあって増加傾向にありますが、妻の 4 分の 1 程度にとどまっております、依然として妻の家事・育児の負担が大きい状況です。



【出典：総務省 社会生活基本調査】

（４）企業における仕事と子育ての両立支援の状況

企業において、仕事と子育ての両立支援のために何らかの支援や措置を行っている事業所の割合が 66.0%となっています。その内容は、「短時間勤務制度」、「所定外労働の免除」、「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」等、勤務時間の調整に関する取組が高い割合を占めています。



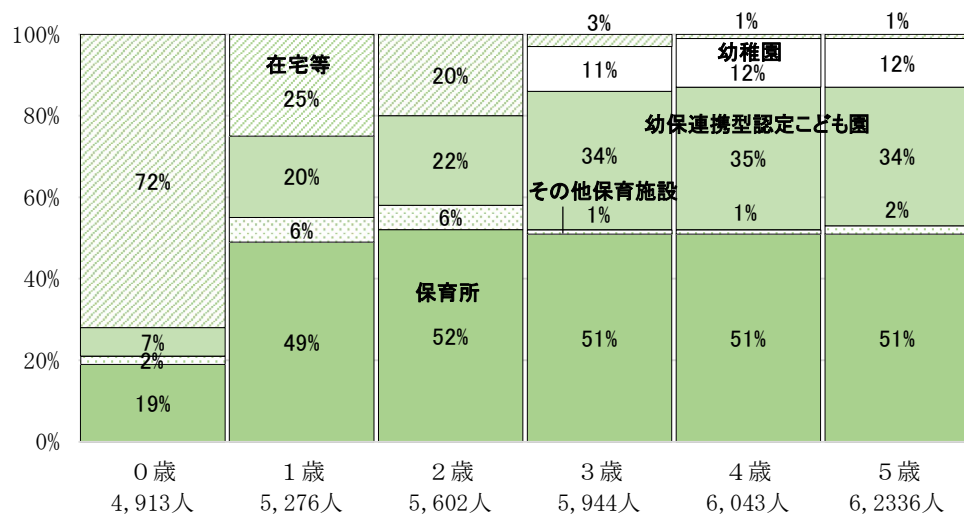
【出典：令和５年度 秋田県 労働条件等実態調査】

３ こどもの育ちをめぐる状況

（１）就学前のこどもの状況

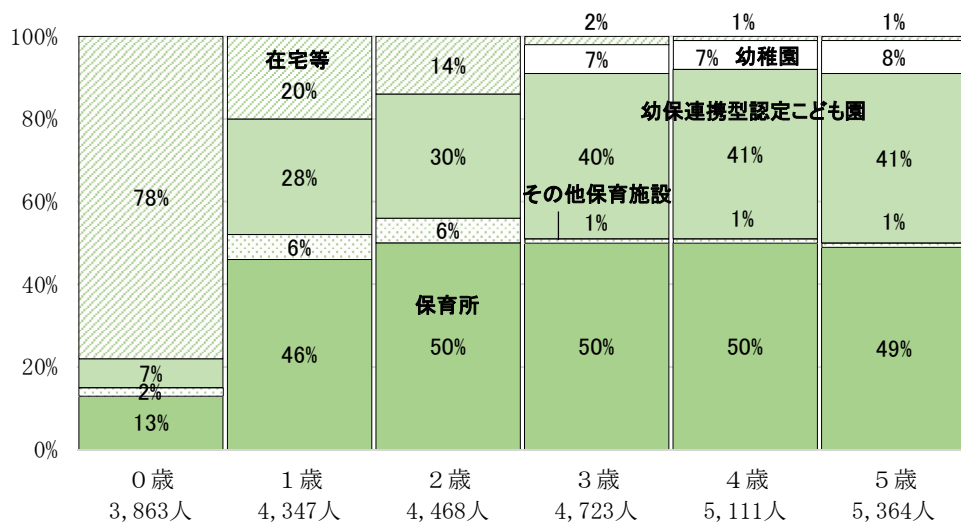
本県の就学前の児童数は令和元年度から令和５年度にかけて６千人以上減少しました。一方で、保育所等の就学前施設を利用する割合は増加しました。特に、１歳児と２歳児については、令和元年度がそれぞれ７５％、８０％であったのに対し、令和５年度では８０％と８６％でした。また、全年齢では、令和元年度が８１.８％であったのに対し、令和５年度では８３.１％でした。

R元 未就学児 34,014人



「その他保育施設」はへき地保育所、児童館、地域型保育事業施設、認可外保育施設の合計

R5 未就学児 27,876人



「その他保育施設」はへき地保育所、地域型保育事業施設、認可外保育施設の合計

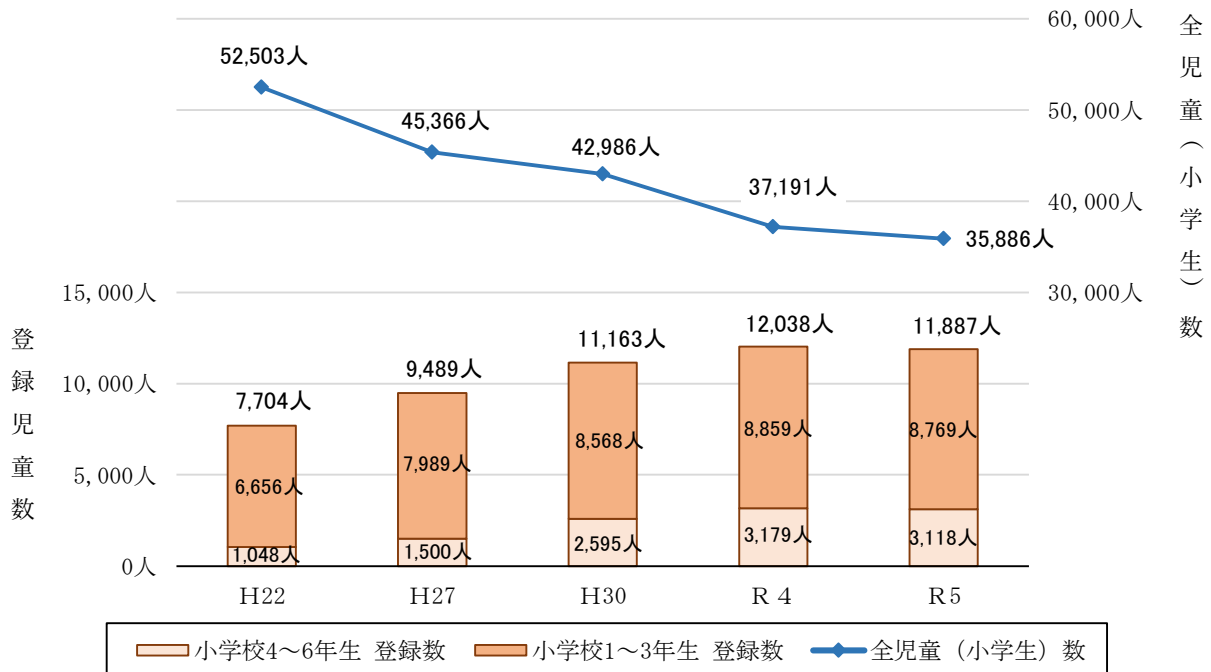
【出典：秋田県教育委員会（幼保推進課）調べ】

（２）放課後児童クラブの登録状況

本県の小学生数は、平成22年から令和5年までの間で1万6千人以上減少しましたが、放課後児童クラブ登録児童数は4,183人増加し、全小学生数の3割を超える等、放課後児童クラブへのニーズがさらに高まっています。

また、平成27年度に本格施行された子ども・子育て支援新制度において放課後児童クラブの対象児童が拡充されたことにより、近年は4年生から6年生の登録も増加傾向にあります。

秋田県における放課後児童クラブ登録児童数の推移



【出典：文部科学省 学校基本調査、厚生労働省 放課後児童健全育成事業の実施状況】

4 家庭をめぐる環境の変化

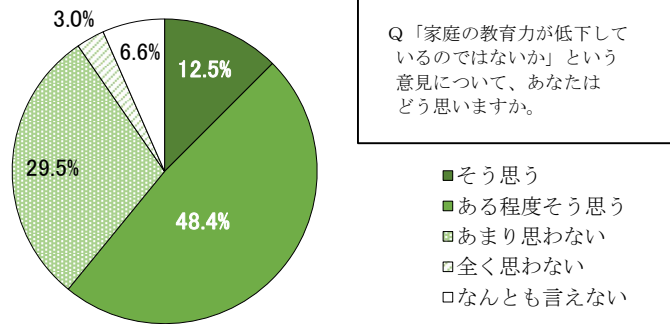
家庭は、こどもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

家庭の教育力に関しては、令和元年に、秋田県教育委員会が県内の保護者約1千人を抽出して行った調査において、回答を得た保護者の約6割が「低下している」と回答しています。

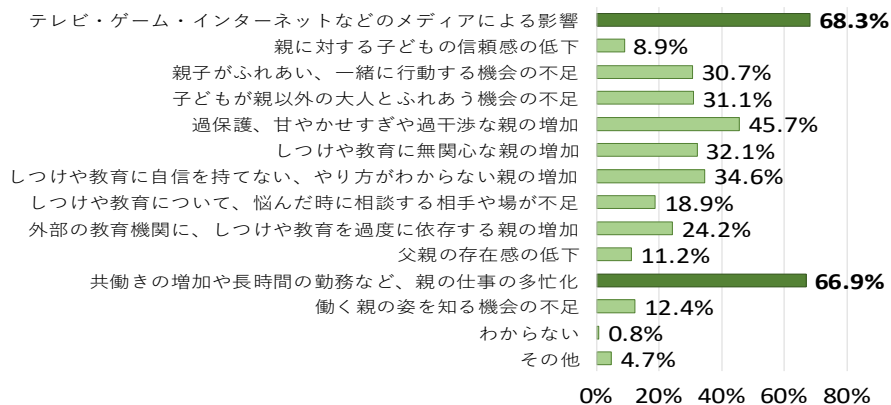
その理由として多かったものは、約7割の回答者が「共働きの増加や長時間の勤務等、親の仕事の多忙化」、「テレビ・ゲーム・インターネット等の影響」を挙げており、次いで「過保護、甘やかしすぎや過干渉な親の増加」が約5割となっています。

こうしたことから、学校と家庭を結ぶ地域人材の養成・活用、ネットワークづくり等の取組を推進し、家庭教育支援に対する体制整備を図りつつ、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を進める必要があります。

家庭の教育力の低下に関する保護者の意識



家庭の教育力が低下しているのではないかと思う理由



【出典：秋田県教育委員会 令和元年度 家庭教育に関する調査】

5 学校をめぐる状況

学校は、こども一人ひとりに応じた指導や問題解決学習、体験活動等を通して基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力等の「生きる力」を身に付けさせる場です。

社会がますます多様化・複雑化し、こどもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校だけで様々な課題に対応していくことは困難なことから、これまで以上に学校、家庭、地域の連携を強化しながら取り組んでいく必要があります。

全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）において、本県の小・中学生は平成19年の第1回以来、連続して概ね良好な成績を収めていますが、同テストと同時に行われた生活習慣や学習環境に関する調査によると、本県の小・中学生は、早寝早起きをして、朝食も毎日きちんと摂り、自宅での予習・復習もしっかりと行っていることが分かっています。また、祭り等の地域の行事にも積極的に参加する等、地域にこどもを育てる力が備わっていることがうかがわれます。

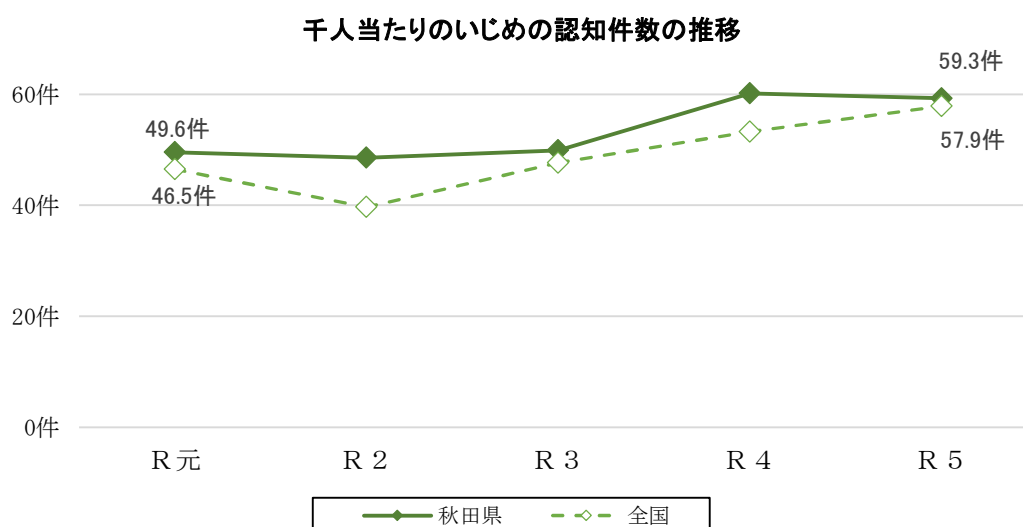
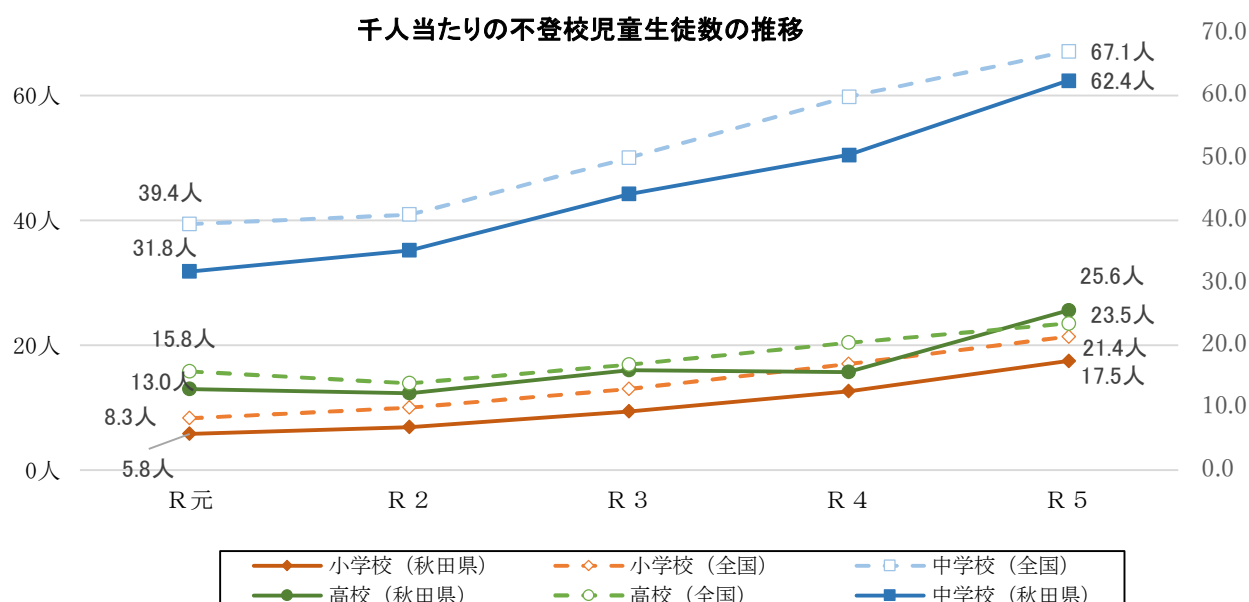
全国的には、社会環境の変化から家庭や地域の教育力の低下が指摘されていますが、本県においては、全国と比較して高い教育力を維持しており、今後も、本県のこうした強みを失うことなく、更なる磨きをかけていく必要があります。

6 不登校やいじめをめぐる状況の変化

本県の千人当たりの不登校児童生徒数は、全国と比較して少ない状況が続いていますが、中学校では、小学校・高校と比較して2倍以上となっており、近年は更に増加傾向にあります。

いじめの認知件数は、いじめの疑いがある事案を正確に漏れなく積極的に認知し、即時対応を心がけることの重要性について各校の理解が進んだことから、増加傾向にあります。

今後とも高い危機意識をもって、これらの実態把握や未然防止等の取組を充実していくとともに、規範意識の向上と好ましい人間関係構築のための取組を一層進めていく必要があります。



【出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

7 地域社会の変化

地域社会は、こどもにとって多様な年齢層や立場の人々と触れ合うことで、様々な生活体験、社会体験、自然体験を積み重ね、社会性や公共心を身に付けることのできる場です。しかしながら、都市化や過疎化の進行、地域の連帯感の希薄化等から、地域コミュニティの機能は低下していると言われています。

このため、学校教育においても地域の活性化に貢献する活動等を通じて、こどもが地域社会と触れ合いつつ、生き抜く力を育んでいく必要があります。

また、人口減少・高齢化に伴うプレイヤー不足により、地域活性化に取り組む団体のメンバーが固定化し、活動が停滞しているほか、意欲のある若者が地域活性化に向けて能力を発揮できる環境が整っていない等の課題を抱えています。

8 情報化社会の進展

情報通信技術の飛躍的な進展、とりわけスマートフォン等の普及により、いつでもどこにいても、あらゆる情報を瞬時に入手できる時代となっています。

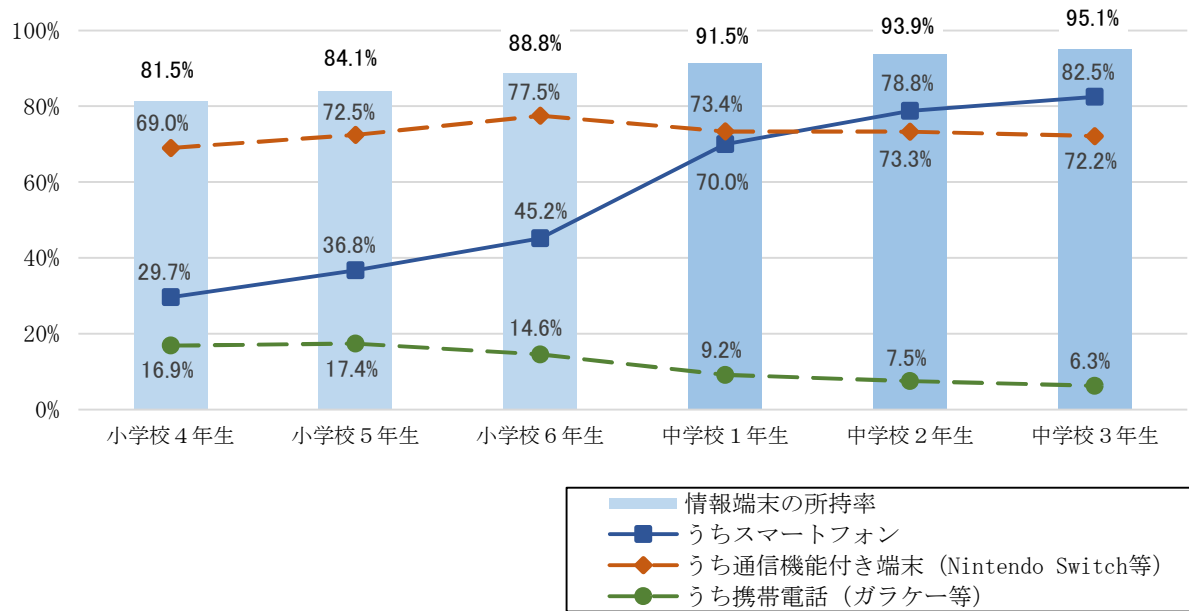
インターネットを通して、様々な情報をリアルタイムに得ることが可能となり、利便性が向上した一方で、主体的に物事を見る力・考える力の低下や、危険な有害情報へのアクセスによる犯罪被害、人間関係の希薄化といった影響も指摘されています。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やスマートフォンアプリ等によるこどものネットワークはおとなから見えにくく、事件やトラブルに巻き込まれる機会が増大しているほか、SNS等による誹謗中傷等、いじめにつながるおそれもあります。

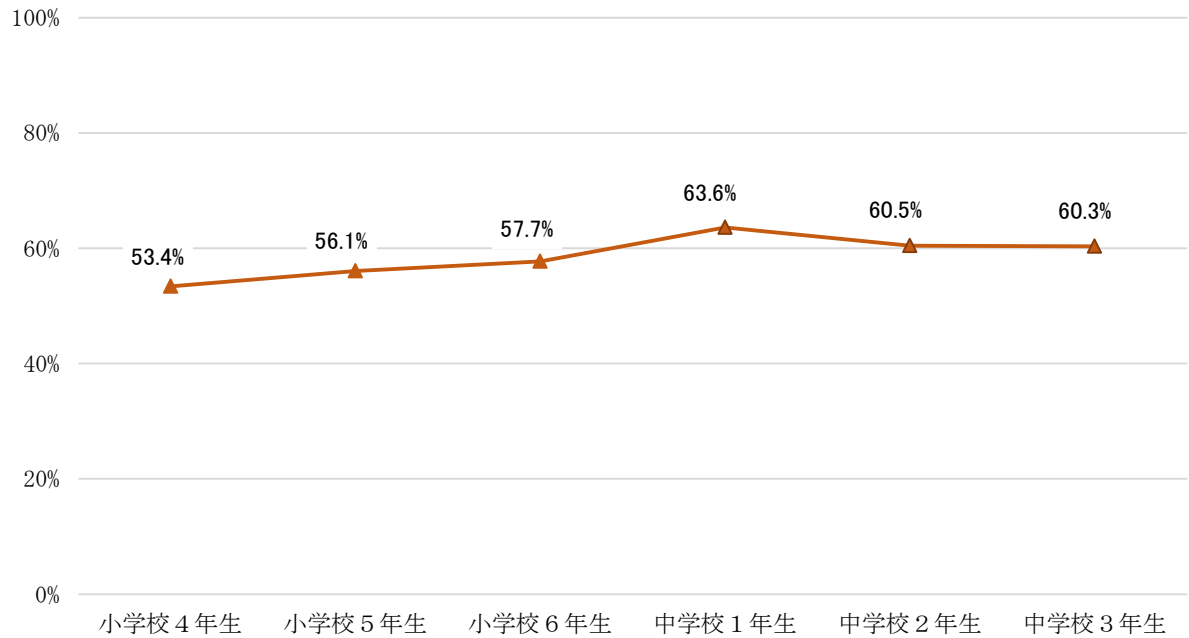
インターネット上の有害サイトへのアクセスを防ぐ手段としては、フィルタリングを推進していくことが有効ですが、県の令和5年度調査では、スマートフォンに代表される情報端末の所持率は小学6年生が88.8%、中学生3年生が95.1%であるのに対し、各情報端末へのフィルタリング実施率は5～6割にとどまっており、安全な利用に対する保護者の理解を深める取組が今後必要となっています。

これらの情報通信技術については、今後の社会を生きていく上で必要なものである一方で、使い方によっては様々なリスクを伴うことから、その適切な利用について啓発していく必要があります。

秋田県内の小・中学生の情報端末
(スマートフォン等)の所持率

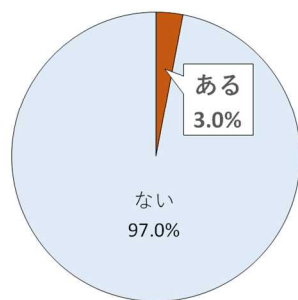


秋田県内の小・中学生のフィルタリング実施率

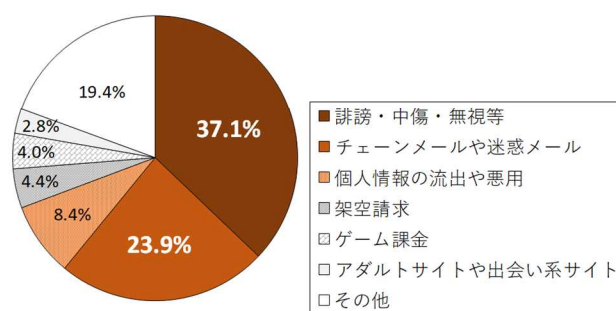


【出典：令和 5 年度 秋田県教育委員会（義務教育課）調べ】

秋田県内の小・中学生のインターネットや
SNS等のトラブル・被害に遭った経験の有無



トラブル・被害の内容



【出典：令和5年度 秋田県教育委員会（義務教育課）調べ】

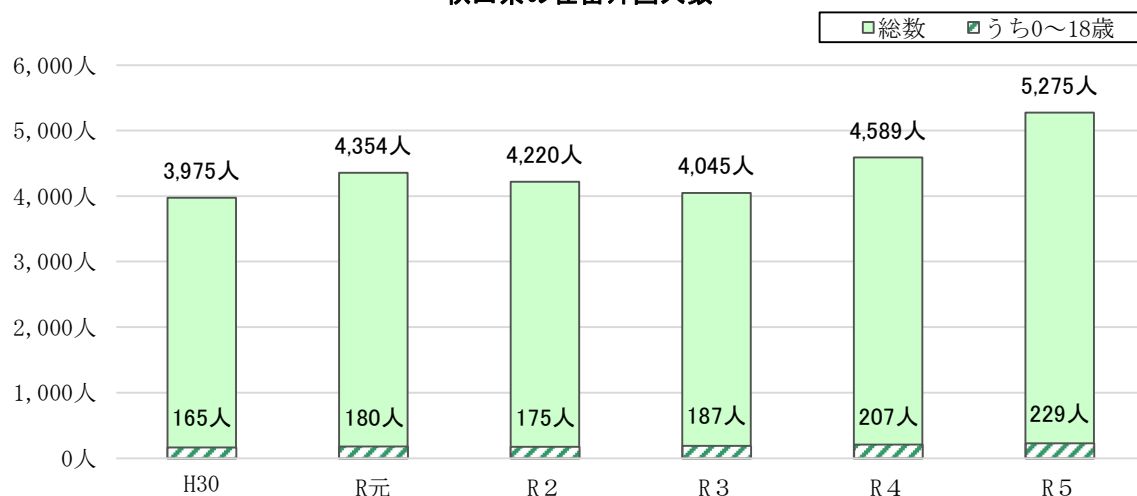
9 国際化の進展

情報通信技術の飛躍的な進展とともに地球規模で人・モノ・カネ・情報が行き交う時代であることから、企業活動はもとより、県民も意識の有無を問わずに、グローバル社会の中で日々の生活を送っています。

また、県内の国際化も進み、在留外国人数は令和5年12月末現在で5,275人、県内在留外国人のこども（0～18歳）は229人となっています。また、観光における国際化も進んでおり、令和元年までは本県への外国人観光客数が10万人以上、県民の海外渡航者数も3万5千人以上で推移していました。その後、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、ともに令和2年から激減しましたが、令和5年には外国人観光客数が7万4千人、県民の海外渡航者数が14,201人と回復基調が見られ、今後も国際化は進むものと考えられます。

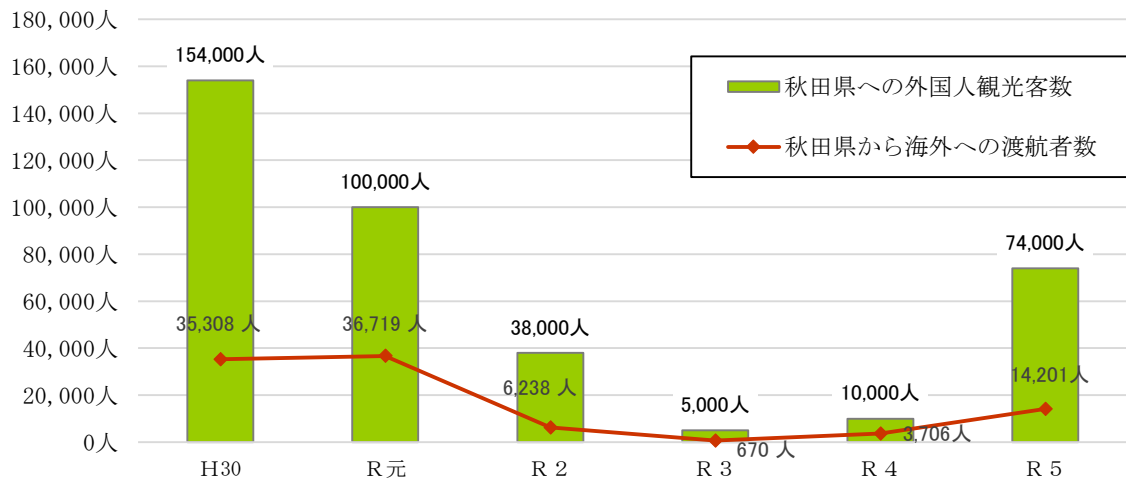
そのため、実践的な英語力の育成や国際感覚の醸成、異文化理解の促進に取り組むとともに、グローバル社会における「秋田」を常に意識しながら行動していくことが重要です。

秋田県の在留外国人数



【出典：法務省出入国在留管理庁 在留外国人統計及び出入国管理統計】

秋田県への外国人観光客数、
秋田県から海外への渡航者数



【出典：秋田県 観光統計】

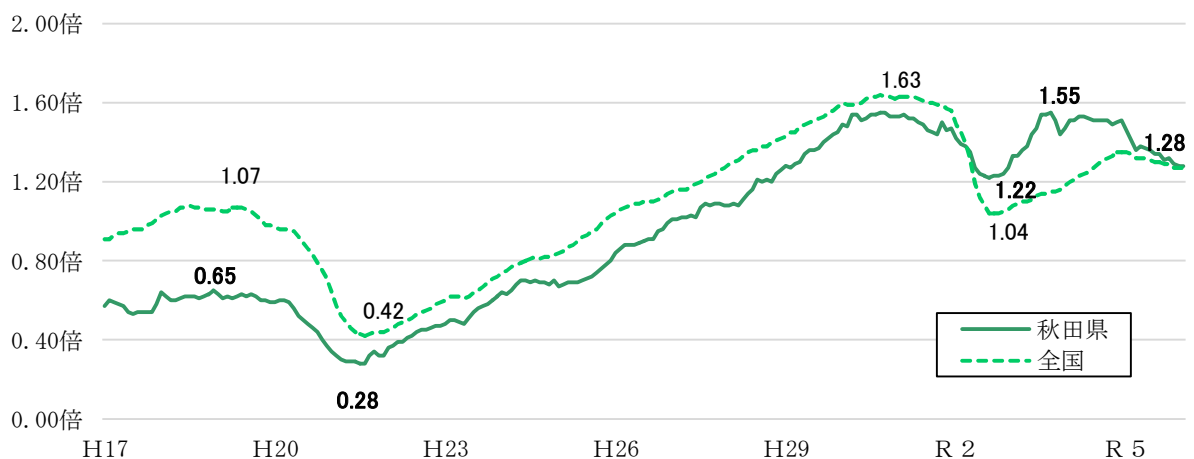
10 雇用・就職を取り巻く環境の変化

有効求人倍率は平成 21 年以降、全国及び本県ともに上昇が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和 2 年に本県では 1.22、全国では 1.04 まで落ち込みました。収束後も不安定な状況ですが、今後、経済活動の本格的な回復に伴い、人手不足の進行が再加速することが予想されます。

また、高校卒業者の県内就職率は、令和 2 年卒業者まででは、全日制において 7 割を下回っていましたが、令和 3 年卒業者からは、全日制・定時制ともに 7 割を上回っています。

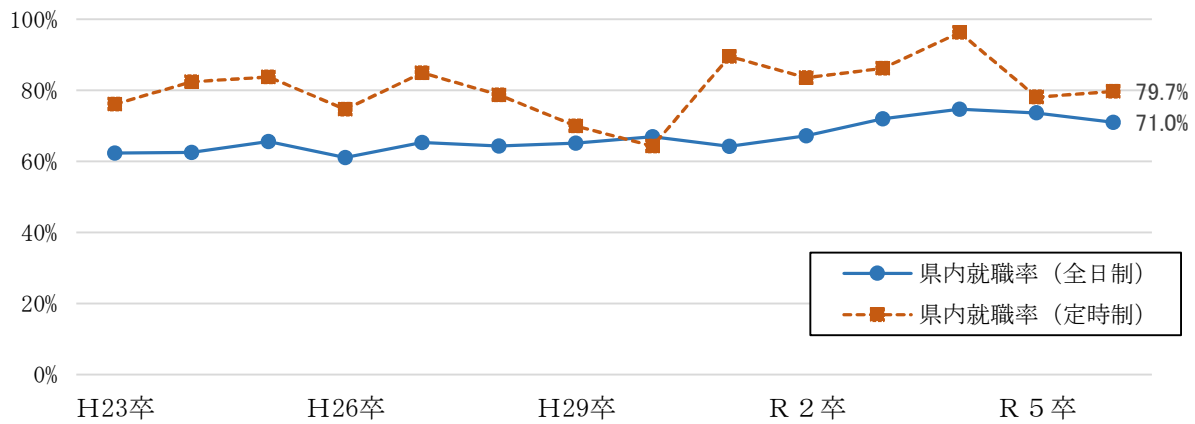
若年労働力の減少は、将来的に企業における人材確保が困難になることはもとより、地域社会の活力低下につながることから、引き続き雇用の確保・創出に積極的に取り組み、県内就職・A ターン就職等を更に推し進める必要があります。

有効求人倍率の推移



【出典：厚生労働省 職業安定統計（一般職業紹介状況）】

高校(全日制・定時制)卒業者の県内就職率の推移



【出典：秋田県高等学校卒業者の進路状況調査（秋田県教育庁高校教育課）】

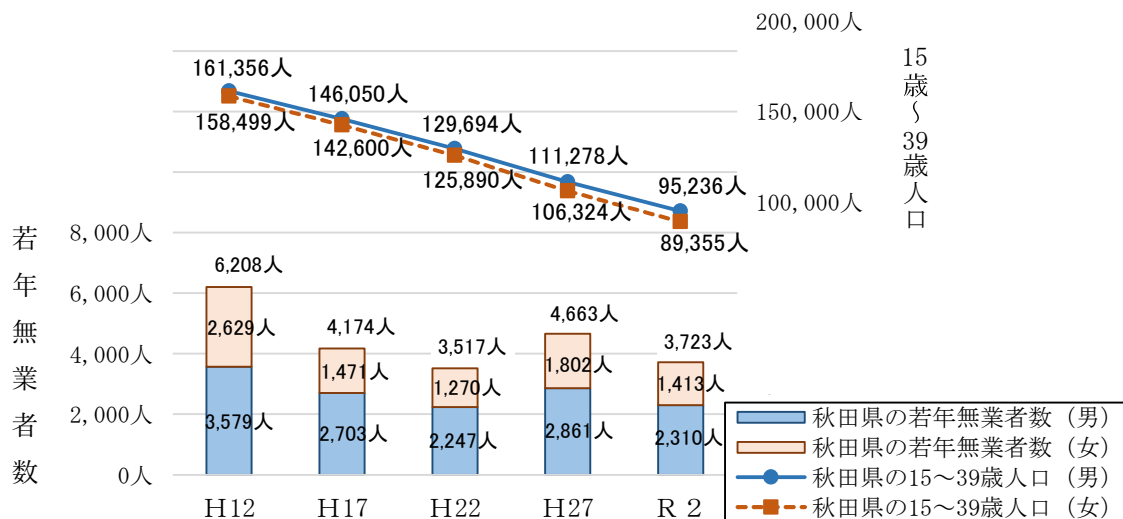
11 若年無業者の状況

本県における15～39歳の若年無業者の数は、令和2年国勢調査時点で3,723人で、15～39歳の人口に占める若年無業者の割合は2.0%となっています。

就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、出産・育児や病気・けが、通学中の人を除くと、「知識・能力に自信がない」、「急いで仕事につく必要がない」、「探したが見つからなかった」といった回答が見られます。

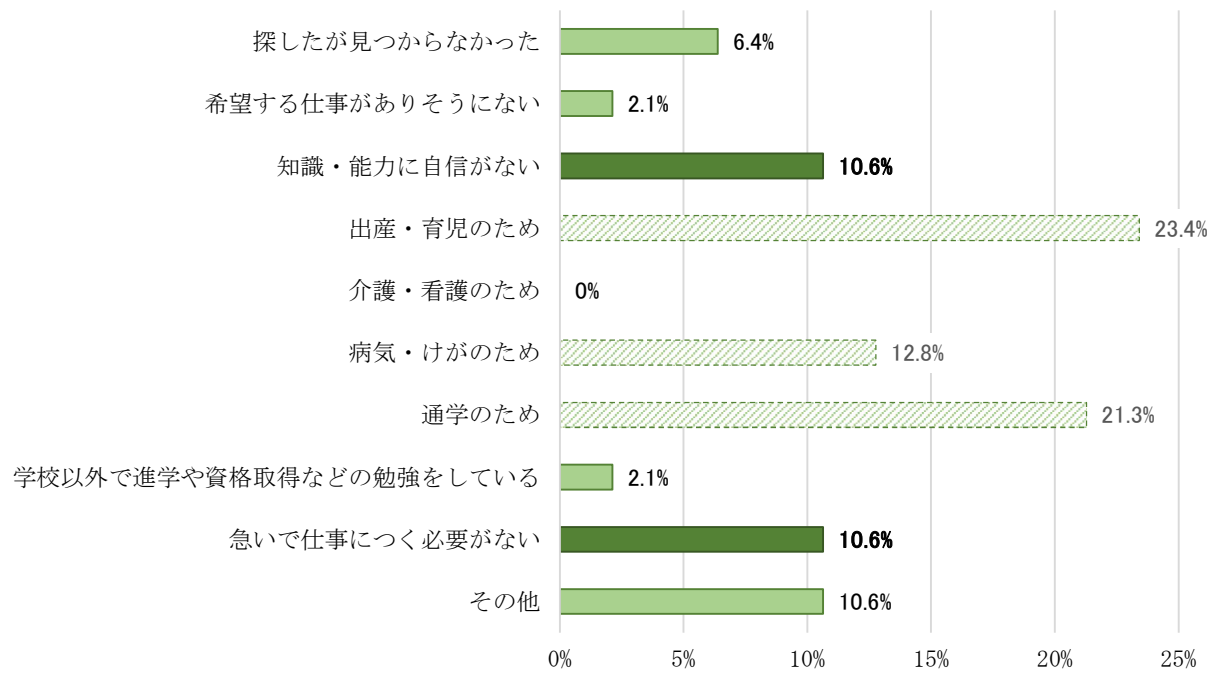
こうした若者が希望する就職を実現できるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行っていく必要があります。

秋田県の若年無業者の状況



【出典：総務省 国勢調査】

秋田県の就職希望の若年無業者が求職活動をしていない理由



【出典：令和4（2022）年 就業構造基本調査】

第3章 計画推進の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こども・若者は、これからの社会を支えるかけがえのない存在であり、全てのこども・若者が、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、夢や理想を抱きながら、年齢や発達程度に応じて、その意見と多様な人格・個性が尊重され、今とこれからにとっての最善の利益が図られるよう支援していく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化の進行が著しい本県においては、こどもの教育・保育や子育て当事者を取り巻く環境は大きく変化してきており、県民が次世代育成支援対策の必要性に理解を深め、子育てを当事者だけにとどめず、社会全体で支えていく必要があります。

このようなこども・若者や子育て当事者を取り巻く環境を踏まえ、本計画では基本理念を次のとおり掲げ、こども・若者が幸福な生活を送ることができる社会を目指します。

【基本理念】

全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す

2 こども・若者を主体とする5つの視点

基本理念の実現のため、計画全体を貫く考え方として、次の5つの視点を掲げて各施策に取り組みます。

(1) 社会を構成する担い手として位置づける視点

社会は、こども・若者や働き盛りのおとな、高齢者等、異なる世代の様々な人々で構成されています。こども・若者は、心身の発達過程にあっても、生まれながらに権利の主体であり、今を生きると同時に、次代の社会を担い、これからの秋田の発展を支える重要な主体です。

そのため、こども・若者が、自らの権利、心や体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づいて将来を自らが選択し、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていくことができるようにすることが重要です。また、成長の節目を機会に、社会を構成する一員であるとの自覚を促し、自らの行動への責任や、社会との関わりの中で自らが存在していることを認識させるとともに、自分たちの社会は自分たちでつくっていくという自立の精神

を養っていくことが大切です。

こうした観点から、こども・若者の自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押しするとともに、こども・若者とおとながお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていくことを目指します。

(2) ライフステージ等に応じて切れ目なく支援する視点

こども・若者が持つ能力や可能性、あるいは抱えている困難の程度は、それぞれ異なります。また、こども・若者や家庭の状況によっては、貧困、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪、性暴力、非行、不登校、ひきこもり、障害・医療的ケア、ヤングケアラー等の様々な問題が複合的に絡まり、多方面にわたる支援を組み合わせることが必要な場合もあります。

こうしたことから、一人ひとりの置かれた状況、発達段階、性別等に応じて抱えている問題が異なることにも配慮しつつ、ライフステージに応じたきめ細かな支援を行っていきます。

また、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、良好な成育環境を確保するとともに、全てのこども・若者が安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、また、多様な学びや体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

(3) 当事者の意見を聴きながらともに進める視点

こども・若者が自らの意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することは、社会への影響力を発揮することにつながるとともに、自分たちの社会は自分たちでつくっていくという自立の精神を養うことにもつながると考えられます。それを受け止めるおとなも、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する必要があります。

また、子育てを社会全体で支えていくためには、子育て当事者の意見や気持ちに寄り添った取組を進める必要があります。

こうしたことから、本計画は、意見表明の場を適切に設け、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども・若者や子育て当事者とともに進めます。意見を聴くに当たっては、不登校や社会的養護の下で生活しているこども・若者等、声が届きにくいと思われるこども・若者や子育て当事者からも意見を聴取するよう努めます。

（４）秋田で安心して生活できる視点

若者の県外流出や歯止めがかからない少子化により、将来に不安を抱いているこども・若者がいることと思われます。また、理想とするこどもの人数が持てない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」との回答が最も多くなっており、子育ての経済的負担に不安を抱いている子育て当事者が多い状況です。

しかし、次世代を担うこども・若者や子育て当事者が将来にわたって安心して生活できる社会をつくることは、将来の秋田を考えると必要なことであり、何よりも、こども・若者や子育て当事者の幸福な生活の実現のためには不可欠なことです。このような視点をもって各施策を進めていきます。

（５）社会全体で応援する視点

こども・若者にとって遊びや体験活動は健やかな成長の原点であるため、こどもの遊び声や活動等について寛容に受け止め、こども・若者の成長を社会全体で見守ることが求められています。また、こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないことが多くなっています。

そのため、家庭、学校、就学前施設、児童福祉施設、企業、地域、関係団体、行政等の社会のあらゆる分野の人々が相互に協力・連携しながら、社会全体でこども・若者や子育て当事者を支える視点で各施策を進めていきます。

３ 基本理念を実現するための４つの項目

本計画では、基本理念の実現に向け、上記２の５つの視点を踏まえながら、次の施策の柱となる４つの項目を掲げ、推進していきます。

また、こども・若者が健やかに、自立的に成長していくためには、５つの視点に加え、各成長段階についても考慮した上で、施策を講じていくことが、基本理念の実現をより一層確実なものにしていくと考えられます。

そのため、次の（１）から（３）までの各項目については、「ライフステージを通して」、「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の４つの区分を設定し、それぞれの成長段階に応じた施策を推進します。

（１）こども・若者が健やかに成長できる環境整備

こども・若者が健やかに成長できる環境整備を推進するため、10 施策を展開します。

（２）秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

秋田のこども・若者が夢に向かって生き生きと成長し、地域や社会から期待される人材として自立し、羽ばたいていけるよう、9 施策を展開します。

（３）困難を有するこども・若者への支援

家庭が経済的に困難な状況であったり、不登校やひきこもり等、困難な状況にあるこども・若者を支援する 4 施策を展開します。

（４）子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

子育て当事者を社会全体で支援できるよう、必要な支援体制を整備するための 3 施策を展開します。

4 本計画の施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

項 目	成長段階の 区分	施 策	
1 こども・若者が健やかに 成長できる環境整備	ライフス テージを通 して	1	こども・若者が権利の主体であることの 社会全体での共有等
		2	差別の解消と多様な文化・価値観を尊重す る意識の醸成
		3	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
		4	こども・若者を非行・事件等から守り、 安全を確保するための取組
		5	こども・若者への切れ目のない保健・医療 の提供

	こどもの誕生前から幼児期まで	6	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保（再掲）
		7	誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
	学童期・思春期	8	心身の健康づくりの推進
		9	個性と創造力を育む教育の推進
		10	こどもの視点に立った居場所づくり
2 秋田の未来を切り拓く こども・若者への支援	学童期・思春期	1	ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成
		2	社会参加・参画機会の拡大
		3	社会への旅立ちの支援
	青年期	4	高等教育の修学支援、高等教育の充実
		5	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
		6	多様な学びの機会の提供
		7	地域の活力を担う若者への支援
		8	ライフデザインの形成と実現への支援
		9	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
3 困難を有するこども・若者への支援	ライフステージを通して	1	支援を必要とするこどもや家庭へのサポート
		2	障害児・医療的ケア児等への支援
	学童期・思春期	3	いじめ防止と不登校のこどもへの支援
	青年期	4	社会的自立に困難を有する若者への支援
4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実	1	地域におけるこども・子育て支援の充実等（一部再掲）	
	2	安心して子育てできる経済的支援の充実	
	3	共育での推進	

5 こども・若者の成長段階に応じた施策の整理

上記4の施策体系で示した各施策を4つの成長段階で整理した区分は次のとおりです。

	施 策		項 目
1 ライフステージを通して	1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備
	2	差別の解消と多様な文化・価値観を尊重する意識の醸成	
	3	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
	4	こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組	
	5	こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	
	6	支援を必要とするこどもや家庭へのサポート	3 困難を有するこども・若者への支援
	7	障害児支援・医療的ケア児等への支援	
2 こどもの誕生前から幼児期まで	1	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備
	2	誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	
3 学童期・思春期	1	心身の健康づくりの推進	1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備
	2	個性と創造力を育む教育の推進	
	3	こどもの視点に立った居場所づくり	
	4	ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成	2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援
	5	社会参加・参画機会の拡大	
	6	社会への旅立ちの支援	
	7	いじめ防止と困難を有するこどもへの支援	3 困難を有するこども・若者への支援

4 青年期	1	高等教育の修学支援、高等教育の充実	2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援
	2	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	
	3	多様な学びの機会の提供	
	4	地域の活力を担う若者への支援	
	5	ライフデザインの形成と実現への支援	
	6	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保（再掲）	
	7	社会的自立に困難を有する若者への支援	3 困難を有するこども・若者への支援

第4章 施策の推進方向

1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

良好な状況にある本県児童生徒の学力について、課題を克服しながら更に充実を図るとともに、全国的に見ても優れた体力・運動能力や、低い高校中退率・不登校出現率を維持していく必要があります。

こども・若者が、他者との関わりの中で自立したおとなとして成長していくとともに、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう、健康で安心して生活ができる基盤づくりが不可欠です。

核家族化や親の共働きの増加、地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、社会全体でこども・若者を見守り、育てる機能を強化していく必要があります。

こうした取組を通じ、こども・若者が健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

成長段階の区分	施策	施策を構成する柱
ライフステージを通して	施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	①こども・若者が権利の主体であることの周知
		②権利に関する理解促進や人権教育の推進
		③こども・若者の意見表明の機会の確保
	施策2 差別の解消と多様な文化・価値観を尊重する意識の醸成	①多様性に満ちた社会づくりに関する普及啓発
	施策3 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	①体験活動・交流活動の充実
		②環境・自然保護活動の推進及び学びの機会の提供
		③ボランティア・NPOの活動等への参加促進
		④文化芸術活動の推進・支援等
		⑤生涯学習機会の充実

	施策 4 こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組	①こども・若者の自殺予防の推進
		②こどものインターネット健全利用の促進
		③こども・若者の性犯罪・性暴力対策
		④児童虐待の防止及びこども・若者のためのDV対策の推進
		⑤犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
		⑥非行防止と立ち直りへの支援
	施策 5 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	①プレコンセプションケアの推進
		②若年期に発症することの多い女性のがんに対する予防活動の推進
		③小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者への支援
こどもの誕生から幼児期まで	施策 6 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	①切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療の確保と不妊への支援
		②こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
		③育児に困難を抱える親への支援
		④妊娠期からの児童虐待予防対策
		⑤予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援（再掲）
	施策 7 誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	①教育・保育の総合的・計画的な提供
		②保育人材の確保・育成と教育・保育の質の向上
		③教育・保育推進体制の充実・強化
		④市町村区域を超えた広域調整
		⑤教育・保育情報の公表
		⑥地域におけるこども・子育て支援の充実
学童期・思春期	施策 8 心身の健康づくりの推進	①基本的な生活習慣や学習習慣、規範意識の定着

		②体力づくり・スポーツ活動の推進
		③食育の推進
		④薬物乱用防止教育等の推進
		⑤性教育の推進
	施策 9 個性と創造力を育む教育の 推進	①学校教育の充実
		②生徒指導の充実
		③体系的なキャリア教育・情報モラル教育 の推進
		④読書活動の推進
		⑤地域とともにある学校づくり
		⑥多様な選択を可能にする教育の充実
	施策 10 こどもの視点に立った居 場所づくり	①放課後児童クラブ等の確保と質の向上
		②秋田県児童会館の機能充実

施策 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法が施行され、こども・若者が権利の主体であることについて、認識をより高めることが求められていることから、社会全体で認識を共有できるよう取組を推進するとともに、教育・養育の場において、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

また、こども・若者から意見を聴取し、こども施策をはじめ、県の施策の策定・実施・評価に生かします。

施策を構成する柱と主な取組内容

① こども・若者が権利の主体であることの周知

- こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己

選択・自己決定・自己実現の主体です。「こども大綱」においても、こども施策に関する基本的な方針の一つに、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」と示されています。

- ・ 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本県においても、この基本的な考え方を関係者が十分に理解しながらこども・若者を支えていくとともに、社会全体で共有していくことが求められています。
- ・ こども・若者が権利の主体であることについて、社会全体で共有できるよう、周知等の取組を行うほか、広く県民に対し情報提供等を行います。

② 権利に関する理解促進や人権教育の推進

- ・ 学校教育を通じて、児童生徒が自他の大切さを認め、人権を守ろうとする教育を推進します。
- ・ いじめ、体罰、不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、こども・若者に関わるおとなを対象に、こどもの人権に関する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

③ こども・若者の意見表明の機会の確保

- ・ こども・若者が、権利の主体として自己選択・自己決定・自己実現していくためには、自らの意見を形成し表明することが必要です。一方、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、その意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが求められています。
- ・ こども・若者や子育て当事者が、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、その意見の施策への反映に努め、反映されない場合でも理由等をフィードバックすることで更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくることが重要です。
- ・ こども・若者や子育て当事者が安全に、かつ、安心して意見を述べる機会をつくり、その意見をこども施策をはじめ、県の施策の策定・実施・評価に生かします。
- ・ こども・若者が自らの体験や活動を通して感じたことや考えたことを発表する機会を提供するため、「少年の主張県大会」を開催します。

施策２ 差別の解消と多様な文化・価値観を尊重する意識の醸成

人種、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、職業、年齢、障害等に関わらず、全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して生活を送ることができる社会を実現するためには、差別等をなくし、県民一人ひとりが個人の尊厳の重要性を認識し、多様な文化・価値観を受け入れ、互いに認め合う意識が社会に根付く必要があります。

このため、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」に基づき、県民の多様性を尊重する意識の醸成を図る取組を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 多様性に満ちた社会づくりに関する普及啓発

- ・ 児童生徒の発達段階に応じ、無意識の思い込みや理解不足の解消に向け、差別や多様な文化・価値観の尊重に関する理解を深める機会を提供するとともに、法務局と連携して、人権教育・人権啓発に関する取組を推進します。
- ・ 県民の差別解消や多様性に関する意識を広く醸成するため、様々な媒体や講座等を通じた普及・啓発を行います。

施策３ 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。遊びや体験活動を通して創造力や好奇心等の感性が磨かれ、また、健康の維持につながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

そのため、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、ボランティア活動、文化芸術活動等の多様な体験・活動のほか、外遊びを含む様々な遊びの機会や場を確保できるよう取組を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 体験活動・交流活動の充実

- ・ たくましく社会を生き抜く力、郷土の自然や文化を愛する心、自律性、協調性、創造性、思いやりの心等、豊かな人間性を育むため、学校や社会教育施設等における自然体験活動や

集団宿泊体験活動等の充実に取り組みます。

② 環境・自然保護活動の推進及び学びの機会の提供

- ・ こどもが、自然との触れ合いや身近な環境を大切にする活動、森づくり活動等を通じて、郷土の豊かな自然を愛する心や環境の保護及び地球温暖化やごみ等の環境問題に対する意識を育むことができるよう、環境教育や自然保護活動を推進します。
- ・ 環境や自然保護活動に精通した指導者の派遣や、体験学習の受入を行っている事業者との連携等により、市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する学びの充実を図ります。
- ・ こどもの環境保全に対する関心を高め、実践につなげていくため、環境・自然保護活動に関連するイベントを開催するほか、環境問題に関する学習や体験活動の機会を提供するとともに、こどもたちを対象として、地域で実施する環境保全活動の指導者となることができる人材を育成します。

③ ボランティア・NPOの活動等への参加促進

- ・ こどもが地域づくり活動や市民活動に参加するための環境を整え、地域の様々な活動に興味を持ち、地域活動に取り組もうとする意識を醸成するとともに、青少年育成団体による青少年の社会貢献活動を支援します。
- ・ ボランティア活動に関する協議会を通じて、各地域における学校間、事業所・福祉施設等の関係機関との連携を密にし、体験活動の充実を図ります。
- ・ 若者が企画する地域活性化に向けた取組の実現を支援し、若い年代から地域と主体的に関わる機会を創出することによって、若者の地域への理解や愛着の醸成を図るとともに、地域活動への参加を促進します。
- ・ 市民活動サポートセンターにおいて、相談対応や情報発信を行い、ボランティア・NPO活動等をサポートするとともに、県民による地域課題の解決や地域活性化を促進するための活動を支援します。

④ 文化芸術活動の推進・支援等

- ・ こどもたちの豊かな感性や創造力を育むため、芸術系大学と連携し、身近な場所で一流の音楽や美術等に親しむことのできるアウトリーチ事業を実施するほか、アトリオンでは希望する小学校等で出前コンサートを開催します。

- ・ 文化芸術の将来を担う若手アーティスト等を育成するため、発表の機会を支援するとともに、文化イベントの企画・運営のマネジメントを担う若手人材の育成に取り組みます。

取組に当たっては、県内唯一の美術系大学である秋田公立美術大学の教員や学生等が持つ知見やネットワークを最大限に生かし、事業効果を高めることとします。

- ・ 若者が主体となり、企画・参加する文化芸術活動等に対して支援します。
- ・ 誰もがふるさと秋田の魅力を発見し、豊かな感性を育むことができるよう、ライフステージに応じて優れた文化芸術に親しみ、体験できる機会を提供します。

⑤ 生涯学習機会の充実

- ・ 県民が生涯にわたり学ぶことができるよう、多様なニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの活性化に向けた社会教育の推進に取り組みます。

施策４ こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組

少子化・核家族化の進行は、こども・若者のコミュニケーションの機会を減少させ、対人関係能力の低下等の要因となっています。

インターネットの急速な普及により、こども・若者が保護者の知らないうちに犯罪等に巻き込まれるケースも増加しています。

こども・若者を非行や事件から事前に守るためには、親子の日常的な触れ合いの機会を増やし、こどもたちの変化にすばやく気づくことや、男女が性差について理解を深めお互いを尊重するための教育等が必要です。

こうした取組と併せ、非行に走ったり、犯罪被害に遭ったこども・若者への立ち直り支援も大切です。

施策を構成する柱と主な取組内容

① こども・若者の自殺予防の推進

- ・ ＳＯＳの出し方や深刻な悩みを抱える友人等からのＳＯＳの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動等を総合的に進めます。

- ・ 児童生徒の心身の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう、精神科医を交えた事例検討会や相談活動を実施し、教職員の資質の向上を図るほか、道徳教育や様々な体験活動を通じて命を大切にする心を育み、日常生活で生じる様々な問題に対応できるよう、ストレスに対処する能力や社会生活に必要な能力を育てます。
- ・ 児童生徒の自殺を防ぐため、困った時には保護者や教職員以外の人にもＳＯＳを出せるよう児童生徒への指導を進めるほか、教育相談体制の充実を図ることにより、こどもの出すＳＯＳを確実に把握できるよう努めます。

② こどものインターネット健全利用の促進

- ・ インターネット利用の低年齢化が進む中、保護者や地域住民等を対象として、こどもたちのインターネット利用の特徴や実際のトラブルとその未然防止方法等、こどもたちの健全なインターネット利用を支えるためのポイントを学ぶ機会を提供します。
- ・ 社会全体でこどもをインターネット上の有害情報やトラブル等から守り、安全・安心な利用環境を整えるため、ネットパトロール等の取組を民間企業等とも協働して推進します。

③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ・ こども・若者を性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校における「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
- ・ SNSの利用等によるこどもの性犯罪被害を未然に防止するため、被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みに対して注意喚起する広報啓発活動を行います。
- ・ 県内各警察署や「やまびこ電話」等の相談窓口において、こどもに関する相談を受理し、適切に対応します。
- ・ こどもが児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者となることを防ぐため、保護者に対する啓発活動やこどもに対する情報モラル教室の開催のほか、関係機関・団体と連携した携帯電話販売店に対するフィルタリング等の普及促進に向けた要請等の取組を推進します。
- ・ こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

④ 児童虐待の防止及びこども・若者のためのDV対策の推進

- ・ こどもの健やかな育ちを阻害する児童虐待についての防止対策を地域全体で推進します。

- ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）は重大な人権侵害であることを周知し、その防止対策を地域全体で推進するとともに、相談窓口であるこども・女性・障害者相談センターや各地域の配偶者暴力相談センターの相談機能を強化します。
- ・ 配偶者暴力相談支援ネットワーク会議や支援調整会議等を活用し、関係機関とより一層連携を図りながら、被害者への支援体制の充実を図ります。
- ・ 互いを尊重し合う人間関係を築けるように豊かな心を育てるとともに、デートDVについて、生徒が加害者・被害者にならないように、教員向けの講習会の開催や啓発グッズの配布等、予防教育を推進します。

⑤ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

- ・ こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。交通安全教育や交通安全運動、防災訓練等様々な普及啓発活動を推進するとともに、安全な道路交通環境の整備や地域全体で学校安全に取り組む体制の整備を進めます。
- ・ こどもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、警察官による街頭活動を強化するとともに、スクールサポーターや自主防犯活動団体による見守り活動を促進するほか、「登下校防犯プラン」を踏まえ、自主防犯活動団体等の支援、関係機関との連携強化、相談体制の整備や充実を図ります。
- ・ PTA、スクールガード、地域のボランティア等が連携し、通学路における街頭指導、地域の危険箇所の点検等、こどもの登下校時の安全・安心を確保するための取組を推進します。
- ・ 危険に遭遇したこどもの一時的な保護と警察への通報を行う「子ども110番の家」への支援等により、被害に遭ったこどもの保護や立ち直りを支援するための連携体制を構築します。

⑥ 非行防止と立ち直りへの支援

- ・ こども・若者の非行の背景には、自分の居場所を見出せず孤立化し、あるいは疎外感を抱いているケースが多数あることから、家族同士が触れ合う機会を拡充し、お互いの立場を理解し合うための「あきた家族ふれあいサンサンデー運動」や、地域住民の声かけによる「あったか声かけ運動」等の青少年健全育成運動を、青少年育成団体等と連携し、県民一体とな

って推進します。

- ・ こども・若者の健全な育成を阻害する恐れのある興行や書籍等については、表現の自由を十分尊重しつつ、青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づき規制するほか、学校での非行防止教室の開催や街頭補導活動により、非行・被害防止活動を推進します。
- ・ ボランティア活動や美化活動等の社会参加活動、学習支援、スポーツ交流、農業体験、料理教室等の活動を通じて、こども・若者に自己肯定感や達成感を抱かせるとともに、規範意識を向上させる取組を推進します。
- ・ 立ち直りへの支援としては、再び非行に走りかねない状況にあるにもかかわらず、関係機関への相談や支援を求めることのないこどもが潜在している可能性があることから、積極的に声をかけ、再非行を防止するための立ち直り支援活動を実施します。
- ・ 学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図り、非行・犯罪行為に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

施策5 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

若いうちから健康に関する正しい知識を得て、自分のライフプランに適した健康管理を意識し、より質の高い生活を送ることは、将来の健やかな妊娠・出産だけでなく、病気の予防等、生涯を通じた健やかで充実した生活につながります。

このため、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、不妊や予期せぬ妊娠等への適切な相談支援等のライフステージに応じた性と健康の支援を行います。

施策を構成する柱と主な取組内容

① プレコンセプションケアの推進

- ・ 保健・医療・教育等の関係分野で、プレコンセプションケアの必要性についての意識や情報の共有を図るとともに、こどもや若者への情報発信を継続的にを行います。
- ・ 思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「女性健康支援センター」を通じて助産師等による相談活動を行う等、相談体制の充実を図ります。
- ・ こどもと親世代への健康に関する正しい知識の普及啓発により、適正体重の維持に向けたこどもの頃からの健康的な生活習慣の定着を図ります。

② 若年期に発症することの多い女性のがんに対する予防活動の推進

- ・ AYA（※）世代を対象としたセミナーや出前講座の開催等を通じて、がんに関する知識及びがん検診等の重要性について普及啓発を行うとともに、市町村が実施する子宮頸がん検診に係る受診者自己負担額の無料化又は経費の軽減に対して助成を行い、検診の受診促進及び習慣化につなげます。

※ Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、思春期（15 歳～）から 30 歳代までの世代

③ 小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者への支援

- ・ 長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病や指定難病の患者に、継続した医療費の公費負担を行うとともに、成人後も切れ目なく適切な医療を受けることができるよう、移行期医療の支援体制の整備を推進します。
- ・ 小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者及びその家族が、地域で安心して暮らせるよう、関係機関が連携して、相談支援や就労支援等を行い、日常生活で生じる負担の軽減及びこどもの自立を推進します。
- ・ 妊よう性（※）温存療法等に係る経費の助成等により、将来こどもを持つことを希望するがん患者等への支援に取り組みます。

※ 妊娠するために必要な能力

施策 6 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、母子保健を取り巻く環境が大きく変化する中、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくい等、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊産婦やその家族が増えており、親が育てにくさを感じる原因となる場合もあります。

このため、どこに住んでいても、また、どのような家庭環境にあっても、必要なサービスや情報提供が等しく受けられるよう、こども家庭センターの体制整備等により、市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう支援するほか、母子保健の中心的役割を果たす人材の育成や、地域・学校・医療機関等ネットワークを構築して地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療の確保と不妊への支援

ア) 市町村の支援体制構築の支援・人材育成

- ・ 全ての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな支援体制の構築を進める市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。

イ) 健やかな妊娠・出産に向けた支援

- ・ 健やかな妊娠・出産のため、早期の医療機関受診及び妊娠届出についての啓発を行うとともに、市町村が実施する妊婦健康診査の充実に向けて情報提供等の支援を行います。
- ・ リスクの高い妊娠に対する医療や、高度な新生児医療等に 24 時間体制で対応する周産期母子医療センターの運営や施設・設備の整備に対する支援を行います。
- ・ 分娩取扱医療機関までのアクセスに不安がないよう、妊婦の居住地にかかわらず、安心して出産できる環境づくりを推進します。

ウ) 妊産婦のメンタルヘルスに係る支援

- ・ 市町村が妊産婦に対する適切な支援を行えるよう、医療機関との連携体制の構築を支援します。
- ・ 産後も安心して子育てできるよう、産後ケア事業を実施する市町村に対して助成を行うとともに、未実施の市町村に対しては、課題を把握し実施に向けた働きかけを行います。

エ) 新生児への検査体制の整備

- ・ 新生児聴覚検査の普及啓発に努めるとともに、先天性代謝異常等検査費用の助成を行い、できるだけ早い段階で適切な治療や療育を受けられる体制を整備します。

オ) 乳幼児健康診査の充実

- ・ 言語の理解能力や社会性が高まる 5 歳児に対する健康診査について、その有効性や必要性を示して、実施の機会がない市町村に働きかけを行います。

カ) 定期予防接種の理解促進

- ・ こども・若者のうちに受けることが重要な定期予防接種について、市町村が円滑に実施できるよう支援します。

キ) こどもの急病等に係る電話相談の実施

- ・ こどものけが、急病時の対応に係る電話相談窓口を開設し、子育て当事者の不安軽減を

図ります。

ク) 不妊に悩む夫婦への支援

- ・ 妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、不妊相談専門センターによる相談対応の実施のほか、不妊治療に要する費用を助成します。
- ・ 不妊治療に関する正しい知識を普及啓発し、安心して不妊治療を受けることができる環境の整備や、仕事と治療の両立を支援します。

ケ) 低出生体重児への支援

- ・ 身体の発育が未熟なまま出生し、入院を要するこどもに対し医療費を支援する市町村に対し助成します。
- ・ こどもの成長や発達の個人差を考慮した記録ができる「あきたリトルベビーハンドブック」を配付し、母親や家族の心理的負担の軽減を図るとともに、対象者と関係機関の情報の共有に資することで、切れ目のない支援につなげます。

② こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、妊産婦やその家族を孤立させないように支えていく地域づくりを目指します。

③ 育児に困難を抱える親への支援

親が育児不安等を感じる要因は、こどもの心身状態や発達・発育の偏り、親の心身状態の不調、親子を取り巻く家庭環境等、様々であることから、それぞれの支援機関が問題点を的確に把握し、必要な支援につなげることが求められています。

妊産婦やその家族が、地域社会の中で育まれ必要な支援を受けられるよう、早期の段階から必要な支援が届く体制を整備します。

④ 妊娠期からの児童虐待予防対策

- ・ 妊娠期や出産早期からの母子保健の取組は児童虐待の予防と密接に関係しており、妊産婦、乳児及び幼児の身体的・精神的・社会的状況を早期に把握することにより、児童虐待の未然防止につながることが期待されています。

このため、令和6年4月に施行された改正児童福祉法及び母子保健法において、市町村は「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目無く相談

支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることが規定されました。

県では、運営費の財政支援のほか、母子保健と児童福祉双方による一体的支援を行えるよう調整する統括支援員に対する研修を実施する等、できるだけ早期に全ての市町村がこども家庭センターを設置するよう取り組んでいきます。

⑤ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援（再掲）

- ・ 思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「女性健康支援センター」を通じて助産師等による相談活動を行う等、相談体制の充実を図ります。

施策7 誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、市町村と共に就学前の教育・保育の「量的拡充」と「質の向上」に取り組んできたことにより、待機児童は年々減少し、令和6年4月時点では過去最少となっていますが、一方で女性の就業率の上昇に伴って就学前の教育・保育施設（以下「就学前施設」という。）への入所児童の割合は増加傾向にあり、特に1～2歳児の伸び率が高いことから、今後の教育・保育の需給見通しは不透明な状況にあります。

また、少子化の影響を受け、定員割れとなる就学前施設も見られる等、教育・保育を取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした状況を踏まえながら、こどもの居場所がどこであっても、全てのこどもに質の高い教育・保育の機会を提供していくためには、市町村が地域の実情と保護者のニーズ等に基づき実施する「就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供」への支援を充実させていく必要があります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 教育・保育の総合的・計画的な提供

ア) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

- ・ 乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の学びの基礎となります。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、障害

のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこども等の特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えるため、市町村と連携・協働し、地域における教育・保育提供体制の確保にも留意しながら、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い教育・保育の総合的・計画的な提供を進めます。

イ) 教育・保育の需給区域の設定

- ・ 県が設定する教育・保育提供区域（以下「県設定区域」という。）については、県内各市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村事業計画」という。）における教育・保育提供区域、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等（以下「確保方策」という。）を勘案し、教育・保育の需給が概ね各市町村内において完結していることも踏まえて、各市町村を一単位とする 25 区域（1 市町村につき 1 区域）とします。
- ・ 県設定区域は、地域子ども・子育て支援事業に関しても共通するものとします。

ウ) 教育・保育の量の見込みと確保方策

- ・ 各市町村事業計画における確保方策は教育・保育の量の見込みを満たして計画されていることを踏まえ、県設定区域ごとの各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策については、各市町村事業計画に定めるとおりとし、県全域の教育・保育の量の見込みと確保方策については、各市町村事業計画の集計値とします。
- ・ 県設定区域における地域子ども・子育て支援事業に関しても、同様とします。
- ・ 具体的な教育・保育の量の見込みと確保方策については、資料編の資料 5「県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表」から資料 8「市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況」までのとおりとなります。

エ) 認定こども園の移行への支援

- ・ 既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行については、施設の希望と地域の実情を十分に勘案しながら進めるものとし、移行が円滑に行われるよう、施設からの要請に基づき訪問による助言・指導や情報提供等の支援を実施します。
- ・ 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期については、少子化が進行し、待機児童数も低水準で推移している県内の現状を考慮し、定めないものとします。

② 保育人材の確保・育成と教育・保育の質の向上

ア) 保育士等の確保策の推進

- ・ 平成 27 年度以降、1 歳児及び 2 歳児の就学前施設への入所率は年々上昇し、令和 6 年度以降も同様の傾向が続くものと見込まれており、こうした保育需要に見合う保育士等の確保とともに、離職の要因となっている保育士等の多忙化の解消に向けて就労環境の改善を進める必要があります。

このため、県内において保育業務に従事しようとする保育士養成施設の在学学生を対象に、返還免除付き就学資金の貸付を実施するほか、みなし保育士となることができる「子育て支援員」を養成します。

- ・ 保育周辺業務を行う「保育支援者」の配置や業務の I C T 化等を支援することにより、保育士等の業務負担の軽減を図ります。
- ・ こうした取組を通じて、県設定区域ごとの確保方策に適した人員の確保を図ります。

イ) 保育士等の資質・能力の向上

- ・ 秋田県教職キャリア指標に基づき、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等のキャリアステージに応じた専門的指導力や保育実践力等の向上を図るため、各ステージや年間を見通して計画的・継続的な研修を実施します。
- ・ 医療的ケア児や外国籍のこども等の特別な配慮を必要とするこどもの保育ニーズの高まりや、子ども・子育て支援制度の随時の改正等、保育現場を取り巻く環境は常に変化していることから、そうした変化を的確に捉えて研修内容を充実させ、一層の資質向上を図ります。
- ・ 保育現場においてリーダー的な役割を担う保育士等を育成するため、民間のノウハウ等を活用し、保育士等キャリアアップ研修を実施するほか、特例措置の適用を受ける保育教諭の幼稚園教諭免許又は保育士資格の取得を支援します。

ウ) 幼児教育センターの機能を生かした教育・保育の質の向上

- ・ 秋田県幼児教育センター（幼保推進課）及び秋田県幼児教育サテライトセンター（北・南教育事務所）を拠点に、公立・私立や施設類型等の垣根を超えて、保育士等に対する研修のほか、市町村や就学前施設に対し、巡回訪問による助言・指導や情報提供等の支援を実施するとともに、保護者や保育士等、誰からの相談にも的確に対応し、教育・保育の質の向上を図ります。

エ) 就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続

- ・ 乳幼児期の教育・保育において育まれた資質・能力が小学校以降の学びや生活につなが

るよう、各市町村における幼保小関係者による連携や、幼保小の協働による架け橋期のカリキュラム開発・実施への支援等を充実させる等、育ちや学びをつなぐ幼保小の円滑な接続を図るための取組を推進します。

オ) 指導監査等における市町村との連携の充実

- ・ 教育・保育を取り巻く環境が大きく変化し、不適切な保育や施設運営のあり方等への関係者の関心が高まる中で、教育・保育が適切に提供されるためには、就学前施設の状況を日常的に把握している市町村と設置認可等を担う県とが、それぞれの権限に基づく指導監査等を効率的・効果的に実施することが重要であることから、一層の情報共有や合同による各種対応等、市町村との連携の充実を図ります。
- ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保する観点から、認可外保育施設等の指導監督についても、市町村と一層の連携を図ります。

③ 教育・保育推進体制の充実・強化

- ・ 市町村における教育・保育推進体制の中心的な役割を担う教育・保育アドバイザーの配置市町村の拡充を図るとともに、アドバイザーによる就学前施設への訪問支援や地域連携等が円滑かつ効果的に行われるよう配置市町村への支援のほか、アドバイザーの配置が進まない市町村の課題に対応した支援等の実施により、各市町村の実情に即した教育・保育推進体制の充実・強化を図ります。

④ 市町村区域を超えた広域調整

- ・ 市町村が市町村事業計画の作成時等において、その区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等、教育・保育の量の見込みや確保方策を関係市町村と調整する必要がある場合については、当該市町村間で調整を行うことを原則とし、調整が整わない場合には、県が市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。
- ・ 市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われる場合においても、当該市町村間の調整が整わない場合には、同様に県が調整を行います。

⑤ 教育・保育情報の公表

- ・ 教育・保育を利用し、又は利用しようとするこどもの保護者等が、適切かつ円滑に就学前施設等を利用する機会を確保できるようにするため、事業者から報告された教育・保育に関する情報や経営情報等のほか、こども・子育て支援に関する情報等について、県のウェブサ

イト等を活用して公表します。

⑥ 地域におけるこども・子育て支援の充実

市町村が市町村事業計画に従って実施する次の地域子ども・子育て支援事業等について、保護者や地域のニーズ等に応じて適切に行われるよう、必要な支援を実施します。

ア) 利用者支援事業

- ・ 地域の子育て家庭や妊産婦に対し、適切に幼児教育や保育、子育て支援サービスを利用できるよう、こどもやその保護者等の身近な場所で、適切な施設やサービスの情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うほか、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の開発等、地域の連携を進めます。
- ・ 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や情報発信を行うとともに、必要な支援へつなぎます。
- ・ 子育て支援員研修や母子保健コーディネーター研修を実施し、コーディネート業務に従事する人材の養成を進めます。

イ) 延長保育事業

- ・ 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を行います。

ウ) 子育て短期支援事業

- ・ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等において養育・保護を行います。（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）

エ) 乳児家庭全戸訪問事業

- ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供を行います。

オ) 養育支援訪問事業

- ・ 養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

カ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化を図ります。

キ) 地域子育て支援拠点事業

- ・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

ク) 一時預かり事業

- ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

(i) 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(ii) (i) 以外の一時預かり

ケ) 病児保育事業

- ・ 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

コ) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

サ) 産後ケア事業

- ・ 産後も安心して子育てできるよう、産後ケア事業を実施する市町村に対して助成を行うとともに、未実施の市町村に対しては、課題を把握し実施に向けた働きかけを行います。

シ) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の支援を行います。

ス) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- ・ 健康面や発達面において、特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立の認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部等を補助します。

セ) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- ・ 保育所等に入所しない乳幼児が月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できるようにします。

ソ) 医療的ケア児保育支援事業

- ・ 医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等の利用希望に対応できるよう、受入れ等の体制を整備します。

施策 8 心身の健康づくりの推進

本県の中・高校生の体力や体格は、ともに全国平均値より高い状況を維持していますが、夜型生活、朝食の欠食、運動する者としいない者の二極化傾向等、生活習慣が憂慮される児童生徒もいます。

また、本県の未成年者（15 歳以上 20 歳未満）の人工妊娠中絶率は平成 14 年以降低下傾向にあり、現在では全国平均を下回り、取組の一定の成果が見られますが、様々な情報端末を利用した性犯罪等に巻き込まれる危険性があります。

このため、学校・家庭・地域が連携して適切な指導を行うことにより、生徒に望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、健康に関する正しい知識や判断力を身に付け、適切な意思決定と行動選択ができる生徒を育成します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 基本的な生活習慣や学習習慣、規範意識の定着

- ・ 児童生徒が基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることができるよう、発達の段階に応じた指導計画を作成し、義務教育 9 年間を通した体系的・組織的な取組を行います。
- ・ 社会の一員としての規範意識や、他者への思いやりの心をもって行動できるようにするため、道徳科や学級活動の授業等の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携を深め、日常的に情報を共有して組織的な指導・支援を推進します。

② 体力づくり・スポーツ活動の推進

- ・ 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てることができるよう、体育・保健体育学習の一層の充実とともに、運動する機会の保障と充実を図ります。
- ・ 地域住民主体による「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、こどもが気軽にスポーツに取り組める場の確保を図るとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、体力づくり・スポーツ活動の推進を図ります。

③ 食育の推進

- ・ 栄養士・管理栄養士による出前講座の開催等、こどもと親世代への普及啓発を通じて、こどもの頃からの望ましい食習慣の定着（食事を規則正しく 3 食摂る、薄味や素材の味を知る

「味覚」を育む等）を図ります。

- ・ 学校においては、栄養教諭の配置拡充を進め、教育活動の全体を通じて計画的に食育に取り組むとともに、給食への地場産食材の活用を図るほか、児童の朝食摂取率向上のため、摂取率が高い学校の優れた取組を共有する研修会を開催し、各校での実践を推進します。

④ 薬物乱用防止教育等の推進

- ・ 警察や薬剤師等の専門家を講師とした薬物乱用防止教室の開催や、学校における教科等の教育活動等を通して、喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及と適切な行動選択ができる能力の向上を図ります。

⑤ 性教育の推進

- ・ 思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「女性健康支援センター」を通じて助産師等による相談活動を行う等、相談体制の充実を図ります。
- ・ 産婦人科医を講師とした性教育講座等の開催により、性に関する正しい知識の普及を図ります。

施策９ 個性と創造力を育む教育の推進

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながらか、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとする必要があります。

そのため、居住地域に関係なく、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていきます。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 学校教育の充実

- ・ 児童生徒の個性を生かし、児童生徒の多様性に応える教育活動を展開するため、小・中学

校における少人数学習を推進します。

- ・ 学習状況調査を活用した検証改善サイクルの確立や教育専門監の配置による優れた指導技術の波及等により、各学校の授業力を高め、児童生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図るとともに、グローバルな視野と国際協調の精神を醸成し、世界に通用する英語コミュニケーション能力を育成します。
- ・ 高校においては、各校の進路指導の取組をキャリア教育推進協議会や12 高校進学指導協議会等で情報交換するほか、大学等の情報を共有する等、高校間連携による進路指導の充実を図ります。
- ・ 全ての児童生徒に1人1台のICT端末が普及していることを踏まえ、ICTを効果的に活用した授業改善の取組を支援するとともに、研修等により教職員のICT活用指導能力の向上を図り、「秋田の探究型授業」の更なる充実を図ります。

② 生徒指導の充実

- ・ 児童生徒の実態や一人ひとりに応じた指導方法等について、小・中学校間で情報交換や共通実践する等、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高めるための取組を推進します。
- ・ 不登校の未然防止を図るため、適切な支援に向けた引き継ぎを着実にを行うとともに、中学校への体験入学や小・中学校職員の情報交換、児童生徒の交流活動等を推進します。
- ・ 小・中学校の児童生徒及びその保護者が必要とするときに、中学校に配置するスクールカウンセラー、教育事務所等に配置する広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できるよう、配置の適正化を図るとともに、積極的な活用につながる広報活動を充実させます。
- ・ 全ての県立高校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや暴力行為、家出、自傷行為等の問題行動及び不登校等の未然防止や早期発見、早期解決ができるよう、相談体制の充実及び生徒の心のケアを図ります。

③ 体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進

- ・ 児童生徒の発達段階を踏まえた連続した指導・支援を行うため、小・中学校の教員が相互に児童生徒の実態や指導内容等について情報交換し、指導計画を作成する等、小・中学校9年間を通したキャリア教育・情報モラル教育を推進します。

④ 読書活動の推進

- ・ こどもたちが生涯にわたって読書に親しむことができるよう、発達段階に応じた読書活動を支援するとともに、こどもと関わるおとなに向けた読書の楽しさの理解啓発や読書を通じた多世代交流の機会の充実に取り組みます。
- ・ 県内全ての市町村で「子ども読書活動推進計画」が策定される等、読書活動推進の気運が高まっており、学校や図書館等と連携した県民運動を一層推進します。

⑤ 地域とともにある学校づくり

- ・ 地域の人的・物的資源を活用し、こどもの学びを豊かにするとともに、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を図る「地域学校協働本部」や、「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクール等の取組を進め、地域全体で教育の向上に取り組む体制づくりを推進します。

⑥ 多様な選択を可能にする教育の充実

- ・ 本県の少子化や人口減少の状況について理解を深めるとともに、性別にかかわらず、多様な分野で男女それぞれの個性と能力を発揮できる社会を創造していくため、ライフプランニング学習副読本等の活用を図りながら、男女共同参画や多様な生き方、さらには将来のライフプランについて考える教育の充実を図ります。

施策 10 こどもの視点に立った居場所づくり

多くの世帯が共働きである状況が今後も見込まれるため、こどもが日中の時間帯に、安全に安心して過ごせる居場所を確保するとともに、その居場所がこどもにとってより良い場所となるよう取組を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 放課後児童クラブ等の確保と質の向上

- ・ 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブ、放課後子ども教室や児童館におけるこどもの居場所づくりを推進し、これらに従事する者の確保と質の向上を図ります。

- ・ 関係部局と連携を密にし、「放課後児童対策パッケージ」に基づく市町村の取組を支援します。
- ・ 保護者が就労等により日中家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供します。

② 秋田県児童会館の機能充実

- ・ 県内唯一の大型児童館である秋田県児童会館が、乳幼児から高校生までを対象とした健全な遊びや活動の拠点、居場所となるよう、機能の充実を図ります。

2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

少子高齢化や情報化、国際化が急速に進む中で、こども・若者を取り巻く環境も多様化・複雑化しています。

今を生きるこども・若者は、秋田の将来を担うかけがえのない財産です。「ふるさとを知る」ことにとどまらず、いずれは自分たちでふるさとをつくっていくチャレンジ精神を持ち、夢に向かって生き生きと成長し、地域や社会から期待される人材として自立し羽ばたいていけるよう、個性と創造力を育む教育を推進しながら、社会への旅立ちを積極的に支援していく必要があります。

こども・若者が、積極的に社会活動や地域課題に取り組むことは、活力ある地域社会を創造していく上で不可欠であり、主体的に行動するこども・若者の育成や若者の地域の活性化に貢献する活動等への支援を行っていきます。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

成長段階の区分	施 策	施策を構成する柱
学童期・思春期	施策 1 ふるさとへの愛着の醸成 と国際的視野の育成	①ふるさとへの愛着の醸成
		②国際理解の促進
		③国際交流の促進
	施策 2 社会参加・参画機会の拡大	①ボランティア活動の促進（一部再掲）
	施策 3 社会への旅立ちの支援	①消費環境への対応力の向上
		②職業意識の形成支援
		③職場体験・インターンシップの充実
		④進路指導・職業相談・就職支援の充実
青年期	施策 4 高等教育の修学支援、高等教育の充実	①奨学金制度による経済的負担の軽減
		②高等教育機関の機能の強化等
	施策 5 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	①就業のための能力開発支援
		②県内定着・回帰に向けた支援（一部再掲）
		③起業家意識の醸成と起業活動への支援

	施策 6 多様な学びの機会の提供	①生涯学習機会の充実（再掲）
		②高等教育機関による学びの機会の提供
	施策 7 地域の活力を担う若者への支援	①ボランティア・NPO活動等への参加促進（一部再掲）
		②若者による文化芸術活動への支援（再掲）
		③地域で主体的に行動する若者の育成・支援
	施策 8 ライフデザインの形成と実現への支援	①男女共同参画社会づくりの推進
		②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進
		③結婚・子育てを社会全体で支える気運の醸成
		④出会いと結婚への支援
	施策 9 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保（再掲）	①切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療の確保と不妊への支援（再掲）
		②こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり（再掲）
		③育児に困難を抱える親への支援（再掲）
		④妊娠期からの児童虐待予防対策（再掲）
		⑤予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援（再掲）

施策 1 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成

グローバル化が進展する中で、多様な価値観や異なる文化を持つ人との交流機会が増えています。こども・若者がふるさとの文化・歴史等を知ることや国際的視野を培うことにより、どのような場面にあっても自らの考えや意見を表明できる能力を養うとともに、国際理解の促進を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① ふるさとへの愛着の醸成

- ・ 児童生徒が秋田の自然、歴史、文化、人材等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとについて新たな観点で認識を深めさせるとともに、地域の課題や展望について考え、地域の活性化に貢献する活動等に取り組ませることにより、心豊かで郷土愛に満ち、郷土や国際社会において主体的・創造的に生きぬくたくましい力を育成します。

② 国際理解の促進

- ・ 学校や公民館へ国際交流員を派遣して海外の文化等を紹介したり、姉妹校等との相互交流事業により、こどもの海外への関心を高め、グローバル社会で活躍できる国際感覚や世界的視野を身に付けた人材の育成を図ります。
- ・ 外国人と触れ合う機会を通して、国籍や民族の違いを超え、互いの文化的背景や考え方等について理解を深めます。
- ・ 外国人児童生徒等に対しては、日本語の指導や学校生活への適応の支援を行い、必要に応じて教員を追加配置するほか、個々の履修状況や理解状況に応じた指導を実施します。

③ 国際交流の促進

- ・ 生徒の発達段階に応じたイングリッシュキャンプを実施し、異文化への理解を深め、国際感覚をかん養するとともに、英語による自己表現等のコミュニケーション能力の向上を図ります。

施策２ 社会参加・参画機会の拡大

地域社会は、こどもが主体的に活動することで豊かな感性や社会性を培う場であることから、地域社会の一員であることの自覚を高め、社会的に自立したおとなへと成長するよう、社会参加及び参画機会の拡大を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① ボランティア活動の促進（一部再掲）

- ・ こどもが地域づくり活動や市民活動に参加するための環境を整え、地域の様々な活動に興味を持ち、地域活動に取り組もうとする意識を醸成するとともに、青少年育成団体による青

少年の社会貢献活動を支援します。

- ・ 各地域における事業所・福祉施設等の関係機関との連携を密にして、ボランティア活動の充実を図ります。

施策3 社会への旅立ちの支援

こども・若者が、将来どのような進路を選択するにしても、自らの夢を実現させることができるよう、早い段階からキャリア教育を進めることで、望ましい勤労観や職業観を確立させるとともに、きめ細かな就職支援を行います。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 消費環境への対応力の向上

- ・ こども・若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、より豊かな生活や持続可能な社会の構築に向けて主体的に行動することができるようにするため、消費者教育支援講座の開催やニーズに合った教材・情報の提供等により学校への支援を推進し、消費者教育、金融教育の充実を図ります。

② 職業意識の形成支援

- ・ 生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、勤労観や職業観を育むため、教育活動全体を通じたキャリア教育の充実に努めるとともに、キャリア教育の推進に関する協議会等を通して各学校の優れた取組の共有を図ります。
- ・ 中学校や高校の早い段階において、県内企業の魅力を深く知ってもらう機会の拡大を図るとともに、職業意識の醸成を促進し、将来の職業選択に資するため、高校1年生を対象とした職場見学やセミナーを引き続き実施するほか、中学生や高校生向けの地元企業ガイダンス等を開催します。

③ 職場体験・インターンシップの充実

- ・ 地域企業や関係機関と連携し、職場体験を通じて就業意欲の向上を目指す取組を実施します。
- ・ 働くことの意義や重要性についての理解を促進し、確かな勤労観や職業観を養うため、高

校2年生の全生徒を対象としたインターンシップ等の体験活動を促進します。

④ 進路指導・職業相談・就職支援の充実

- ・ 就職を目指す高校生に対しては、職業観の醸成と早期離職防止に向けたコミュニケーションセミナー等を実施するとともに、各種資格取得に向けた支援を行います。
- ・ 新規高卒者の県内就職を促進するため、関係機関と連携しながら、県内企業におけるきめ細かな求人の掘り起こしや求人・求職のミスマッチが起きないようにするための情報交換会や面接会を開催します。

施策4 高等教育の修学支援、高等教育の充実

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学を支援します。

また、県内の教育研究環境を確保するため、大学等の運営等について支援します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 奨学金制度による経済的負担の軽減

- ・ (公財)秋田県育英会を通し、奨学金の貸与を行い、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。特に、多子世帯における大学進学時等の経済的不安を解消するため、家計負担のピークに合わせた奨学金制度により支援します。
- ・ 県内企業に就職する新卒者等の奨学金返還額の一部を助成し、若者の県内定着・回帰に向けた経済的支援を行います。

② 高等教育機関の機能の強化等

- ・ 県内における高等教育の機会拡大を図るとともに、次代を担う有為な人材を育成し、デジタル技術等の進展やグローバル化に対応するための教育活動に取り組む秋田県立大学及び国際教養大学に対し、運営や施設設備等の整備に対し支援を行い、教育研究環境の充実を図ります。
- ・ 県内の看護系大学や短大等の教育研究の場を確保するため、その運営について支援するほか、学生が積極的な社会参加や地域貢献につながる取組を行う私立大学等を支援します。

施策5 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

企業は、厳しい競争の中で生き残っていくために必要となる高度な技能・技術を有する人材を求めており、このような産業人材を育成・確保するための職業訓練を実施します。

また、大学生やAターン就職希望者等、若者の県内定着・回帰を促進するため、県内就職に向けた企業情報等を様々な広報媒体を活用し発信するとともに、県内企業とのマッチング機会の拡大を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 就業のための能力開発支援

- ・ 地域ニーズに対応した即戦力となる技能者・技術者を育成するため、新規学卒者に対する職業訓練や技能検定を実施するほか、離転職者に対しては、ハローワーク等の関係機関と連携した職業能力開発により早期再就職を支援します。
- ・ 農林漁業に従事しようとする若者に対しては、技術習得のための研修をはじめとした各種支援や就業後のフォローアップ等、新規就業者支援対策の充実・強化を図ります。

② 県内定着・回帰に向けた支援（一部再掲）

- ・ 大学生等の県内就職を促進するため、県就活情報サイト「KocchAke（こっちゃけ）！」により県内企業情報や就職支援情報等の提供を行うとともに、合同就職説明会や面接会等、学生と県内企業とのマッチング機会の拡大を図ります。
- ・ 県内企業に就職する新卒者等の奨学金返還額の一部を助成し、若者の県内定着・回帰に向けた経済的支援を行います。
- ・ 建設人材確保推進員による若者と建設企業のマッチングを推進するほか、学生と県内企業で活躍する社会人との交流による県内就職に向けた意識の醸成を図ります。
- ・ 社会人のAターン就職の促進については、Aターン就職マッチング支援サイト「あきた就職ナビ」の活用促進を図るとともに、就職マッチングフェアの開催や首都圏相談窓口「Aターンプラザ秋田」による就職あっせんを実施します。

③ 起業家意識の醸成と起業活動への支援

- ・ 高校生や大学生を対象とした起業体験の実施等による起業家意識の醸成や人材育成を図るほか、商工団体と連携し、起業に関するセミナーの開催や起業時に要する初期投資費用へ

の支援、その後のフォローアップ等、起業前から起業後まで切れ目のない支援を行います。

- ・ スタートアップを目指す若者・学生等については、支援組織「アキスタプラットフォーム」により相談対応を行うほか、スタートアップや支援者等との交流イベントを開催する等、成長を促す取組を実施します。

施策6 多様な学びの機会の提供

多様化・高度化する県民の学習ニーズに対応し、生涯学習を推進するため、県内各地で体系的かつ総合的な学習の機会を提供するとともに、高等教育機関が持つ知的資源を地域に還元する取組を促進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 生涯学習機会の充実（再掲）

- ・ 県民が生涯にわたり学ぶことができるよう、多様なニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの活性化に向けた社会教育の推進に取り組みます。

② 高等教育機関による学びの機会の提供

- ・ 大学等高等教育機関における、高校生向けの高大連携授業や県民を対象とした公開講座の開催等、それぞれの高等教育機関の特色を生かした多様な学びの機会の提供を支援します。

施策7 地域の活力を担う若者への支援

少子化や過疎化の進行に伴い、地域社会には様々な課題が生じていますが、秋田の未来を担う大学生をはじめとする若者が積極的に社会・文化活動や地域課題に取り組むことは、活力ある社会を形成していく上で重要なことから、主体的に行動する若者への取組を支援します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① ボランティア・NPO活動等への参加促進（一部再掲）

- ・ 若い年代から地域と主体的に関わる機会を創出することによって、若者の地域への理解や愛着の醸成を図り、地域活動への参加を促進します。
- ・ 市民活動サポートセンターにおいて、相談活動や情報発信を行い、ボランティア・NPO活動等をサポートするとともに、県民による地域課題の解決や地域活性化を促進するための活動を支援します。

② 若者による文化芸術活動への支援（再掲）

- ・ 文化芸術の将来を担う若手アーティスト等を育成するため発表の機会を支援するとともに、文化イベントの企画・運営のマネジメントを担う若手人材の育成に取り組みます。
- ・ 取組に当たっては、秋田公立美術大学の教員や学生等が持つ知見やネットワークを最大限に生かし、事業効果を高めることとします。
- ・ 若者が主体となり、企画・参加する文化芸術活動に対して支援します。

③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援

- ・ 若者がアイデアを実現するための環境整備を行うとともに、戦略的な取組を支援することにより、若者の意欲や斬新なアイデアを、地域活性化につなげる機会の創出を図ります。

施策8 ライフデザインの形成と実現への支援

若い世代が、将来を見通して、安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできることが重要です。

多様な価値観、考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てることを望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく環境づくりを推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 男女共同参画社会づくりの推進

- ・ 固定的な性別役割分担意識を払拭し、多様な生き方が尊重され、誰もが生きやすく活躍できる環境づくりを推進します。

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- ・ 男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、働き方改革を通じた長時間労働の改善や柔軟な働き方の導入のほか、男性の家事・育児への参画促進に向けた普及啓発等の取組を一層推進します。

③ 結婚・子育てを社会全体で支える気運の醸成

- ・ 小学生から大学生、若年社会人が、自分自身の人生のライフデザインとして、学ぶことや働くことと併せて、結婚やこどもを持つことについて、向き合い考える機会や情報を提供するとともに、家庭や職場、地域全体で結婚・子育てを応援する気運の醸成を図る取組を推進します。

④ 出会いと結婚への支援

- ・ 民間団体や市町村との協働によるあきた結婚支援センターを中心に、様々な出会いの機会の提供や相談への対応等の結婚施策を充実させ、出会いや結婚を希望する方を支援します。

施策9 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保（再掲）

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、母子保健を取り巻く環境が大きく変化する中、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくい等、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊産婦やその家族が増えており、親が育てにくさを感じる原因となる場合もあります。

このため、どこに住んでいても、また、どのような家庭環境にあっても、必要なサービスや情報提供が等しく受けられるよう、こども家庭センターの体制整備等により、市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう支援するほか、母子保健の中心的役割を果たす人材の育成や、地域・学校・医療機関等ネットワークを構築して地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療の確保と不妊への支援（再掲）

- ア) 市町村の支援体制構築の支援・人材育成

- ・ 全ての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな支援体制の構築を進める市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。

イ) 健やかな妊娠・出産に向けた支援

- ・ 健やかな妊娠・出産のため、早期の医療機関受診及び妊娠届出についての啓発を行うとともに、市町村が実施する妊婦健康診査の充実に向けて情報提供等の支援を行います。
- ・ リスクの高い妊娠に対する医療や、高度な新生児医療等に 24 時間体制で対応する周産期母子医療センターの運営や施設・設備の整備に対する支援を行います。
- ・ 分娩取扱医療機関までのアクセスに不安がないよう、妊婦の居住地にかかわらず、安心して出産できる環境づくりを推進します。

ウ) 妊産婦のメンタルヘルスに係る支援

- ・ 市町村が妊産婦に対する適切な支援を行えるよう、医療機関との連携体制の構築を支援します。
- ・ 産後も安心して子育てできるよう、産後ケア事業を実施する市町村に対して助成を行うとともに、未実施の市町村に対しては、課題を把握し実施に向けた働きかけを行います。

エ) 新生児への検査体制の整備

- ・ 新生児聴覚検査の普及啓発に努めるとともに、先天性代謝異常等検査費用の助成を行い、できるだけ早い段階で適切な治療や療育を受けられる体制を整備します。

オ) 乳幼児健康診査の充実

- ・ 言語の理解能力や社会性が高まる 5 歳児に対する健康診査について、その有効性や必要性を示して、実施の機会がない市町村に働きかけを行います。

カ) 定期予防接種の理解促進

- ・ こども・若者のうちに受けることが重要な定期予防接種について、市町村が円滑に実施できるよう支援します。

キ) こどもの急病等に係る電話相談の実施

- ・ こどものけが、急病時の対応に係る電話相談窓口を開設し、子育て当事者の不安軽減を図ります。

ク) 不妊に悩む夫婦への支援

- ・ 妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、不妊相談専門センターによる相談対応の実施のほか、不妊治療に要する費用を助成します。
- ・ 不妊治療に関する正しい知識を普及啓発し、安心して不妊治療を受けることができる環

境の整備や、仕事と治療の両立を支援します。

ケ) 低出生体重児への支援

- ・ 身体の発育が未熟なまま出生し、入院を要するこどもに対し医療費を支援する市町村に対し助成します。
- ・ こどもの成長や発達の個人差を考慮した記録ができる「あきたりトルベビーハンドブック」を配付し、母親や家族の心理的負担の軽減を図るとともに、対象者と関係機関の情報の共有に資することで、切れ目のない支援につなげます。

② こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり（再掲）

- ・ 社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、妊産婦やその家族を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

③ 育児に困難を抱える親への支援（再掲）

- ・ 親が育児不安等を感じる要因は、こどもの心身状態や発達・発育の偏り、親の心身状態の不調、親子を取り巻く家庭環境等、様々であることから、それぞれの支援機関が問題点を的確に把握し、必要な支援につなげることが求められています。
- ・ 妊産婦やその家族が、地域社会の中で育まれ必要な支援を受けられるよう、早期の段階から必要な支援が届く体制を整備します。

④ 妊娠期からの児童虐待予防対策（再掲）

- ・ 妊娠期や出産早期からの母子保健の取組は児童虐待の予防と密接に関係しており、妊産婦、乳児及び幼児の身体的・精神的・社会的状況を早期に把握することにより、児童虐待の未然防止につながることが期待されています。

このため、令和6年4月に施行された改正児童福祉法及び母子保健法において、市町村は「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目無く相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることが規定されました。

県では、運営費の財政支援のほか、母子保健と児童福祉双方による一体的支援を行えるよう調整する統括支援員に対する研修を実施する等、できるだけ早期に全ての市町村がこども家庭センターを設置するよう取り組んでいきます。

⑤ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援（再掲）

- ・ 思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「女性健康支援センター」を通じて助産師等による相談活動を行う等、相談体制の充実を図ります。

3 困難を有するこども・若者への支援

全てのこども・若者が健やかに成長し、自立していくことは、県民共通の願いです。しかしながら、家庭の生活困窮、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪、性暴力、非行、不登校、ひきこもり、障害・医療的ケア、ヤングケアラー等、困難を抱え、又は、権利侵害を受け、あるいは、不利な立場に置かれているこども・若者も存在します。

このような困難な状況にあるこども・若者を支援するためには、支援が必要となった経緯や原因、家庭環境等の違いをよく理解した上で、きめ細かな支援を継続していくことが必要です。

こども・若者が抱える問題は、教育・医療・福祉・就労等、様々な分野にわたり、問題が複雑に絡み合っていることが多いため、困難を抱えているこども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう、関係機関が分野、主体の壁を越えて一層連携・協力し、情報共有を図りながら支援していきます。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

成長段階の区分	施策	施策を構成する柱
ライフステージを通して	施策 1 支援を必要とするこども や家庭へのサポート	①家庭養育優先原則の徹底とこどもの権利擁護
		②児童虐待やDVの防止（一部再掲）
		③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
		④ヤングケアラーへの支援
	施策 2 障害児・医療的ケア児等への支援	①障害のあるこども・若者への支援
		②発達障害のあるこども・若者への支援
		③医療的ケア児等専門的な支援が必要なこども・若者とその家族への支援
		④小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者への支援（再掲）
		⑤障害等に配慮した教育

		⑥障害等のあるこども・若者の社会参加に向けた支援
学童期・思春期	施策3 いじめ防止と不登校のこどもへの支援	①いじめ防止対策の推進
		②教育相談環境の整備
		③不登校対策の推進
青年期	施策4 社会的自立に困難を有する若者への支援	①若者の自立に向けたサポート
		②ひきこもり対策の推進
		③仕事や職場生活に起因した悩みを抱える若者への支援

施策1 支援を必要とするこどもや家庭へのサポート

児童虐待や配偶者からの暴力（DV）の防止対策を推進するとともに、こどもの貧困対策、ヤングケアラー対策を進め、支援を必要とするこどもや家庭をサポートします。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 家庭養育優先原則の徹底とこどもの権利擁護

- ・ 児童虐待等、何らかの理由で家庭で生活することが困難になったこどもたちが、適切に養育され、心身の健やかな成長と発達が保証されるよう、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホーム等への措置について優先的に検討していきます。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所がこどもの意見や意向を勘案した上で施設入所や一時保護等の決定を行うよう求められており、こどもの権利擁護に向けて必要となる環境整備を行っていきます。

② 児童虐待やDVの防止（一部再掲）

- ・ こどもの健やかな育ちを阻害する児童虐待や重大な人権侵害であるDVについて、その防止対策を地域全体で推進します。

③ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

- ・ こどもの貧困は経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前

向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題であり、その解消に向けて全力をあげて取り組む必要があります。

そのため、生まれ育った環境に左右されることなく、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の実現に向け、「秋田県子どもの貧困対策推進計画」において定めた教育の支援や子育て家庭の生活の安定に資する支援等、重点施策に基づき、地域や民間と協働したこどもの貧困対策の推進に取り組めます。なお、詳細については最新の同計画を参照願います。

④ ヤングケアラーへの支援

- ・ ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出る可能性が高いにもかかわらず、こども自身の認知度の不足から顕在化しづらい場合があります。そのため、学校等の教育機関や地域の関係機関等と連携し、こどもの状況把握や相談体制の整備等、必要な支援を進めていきます。

施策2 障害児・医療的ケア児等への支援

障害のあるこどもや専門的な支援が必要なこども等、様々な事情で困難を抱えたり、不利な立場にあるこどもや保護者に対し、早期発見・早期解決を図るための体制整備や各種支援を実施します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 障害のあるこども・若者への支援

- ・ 障害のあるこどもの早期発見・早期療育に努め、一貫した療育サービスを提供するため、県立医療療育センターを中心とした療育体制の整備を図るとともに、県内どこでも必要な支援を受けることができる地域づくりを推進します。
- ・ 障害のある生徒の社会的・職業的な自立に向けて、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育や進路指導の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による職業教育や就労支援等を行います。
- ・ 学校卒業後の障害のある若者に対して、社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習プログラムや実施体制について実践研究

を行いながら、地域における持続可能な「障害者の生涯学習」を推進するほか、自立や社会参加に向けた相談体制や就労支援サービス等の充実を図ります。

- ・ 子ども・女性・障害者相談センターにおいて、教職員や児童福祉施設職員を対象とした研修会を開催し、不安や悩みを抱えやすいこどもの心に関する理解を促進し、支援につなげます。
- ・ 特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。
- ・ 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図る等、地域における障害児の支援体制の強化や保育所におけるインクルージョンを推進します。

② 発達障害のあるこども・若者への支援

- ・ 発達障害のあるこどもの早期発見及び適切な相談・指導の充実・強化を図るとともに、発達障害児に対する理解を促進するための普及啓発を行います。
- ・ 発達障害者支援センターを核として医療、保健、福祉、教育関係機関等が連携し、発達障害のあるこども・若者やその家族の相談に応じながら、切れ目のない支援を実施します。

③ 医療的ケア児等専門的な支援が必要なこども・若者とその家族への支援

- ・ 医療的ケア児等専門的支援が必要なこども・若者とその家族が地域で必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児支援センターを核として、地域の医療的ケア児等コーディネーターや受入事業所による連携を推進します。

④ 小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者への支援（再掲）

- ・ 長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病や指定難病の患者に、継続した医療費の公費負担を行うとともに、成人後も切れ目無く適切な医療を受けることができるよう、移行期医療の支援体制の整備を推進します。
- ・ 小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者、その家族が、その地域で安心して暮らせるよう、関係機関が連携して、相談支援や就労支援等を行い、日常生活で生じる負担の軽減及びこどもの自立を推進します。
- ・ 妊よう性温存療法等に係る経費の助成等により、将来こどもを持つことを希望するがん患

者等への支援に取り組みます。

⑤ 障害等に配慮した教育

- ・ 障害等のある特別な支援を要するこどもに対しては、一人ひとりの教育的ニーズを十分に考慮し、個別の教育支援計画や指導計画を活用して小学校から中学校に引き継ぐ等、指導・支援の円滑な移行を推進します。
- ・ 特別支援学校においては、個別の教育支援計画や指導計画に基づき、それぞれの障害に応じた専門的な支援・指導を行うとともに、そのセンター機能を生かして地域の小学校等に在籍する児童やその保護者一人ひとりに応じた教育的支援を行います。
- ・ 特別支援教育においては、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を進めるとともに、障害等のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。
- ・ 特別支援学校と小・中学校等との計画的な交流及び共同学習、障害理解授業や居住他校交流の実施により、障害等への理解を促進するとともに、障害等のある児童生徒の地域貢献活動や地域行事への積極的な参加を推進します。

⑥ 障害等のあるこども・若者の社会参加に向けた支援

- ・ 学校では、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育や進路指導の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による職業教育や就労支援を実施する等、障害等のある生徒の社会的・職業的な自立に向けた支援を行います。
- ・ 学校卒業後は、社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習プログラムや実施体制について実践研究を行いながら、地域における持続可能な「障害者の生涯学習」を推進するほか、自立と社会参加に向けた相談体制や就労支援サービス等の充実を図ります。

施策3 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

近年、悩みや不安を抱えるこどもや人間関係をうまく築くことができないこどもが増加しており、いじめ問題や不登校が表面化しています。

いじめはこどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、こども主体でのい

じめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進等、防止対策を強化します。

不登校については、未然防止等の取組の充実を図るとともに、こどもの悩みや不安を受け止め、心のケアや適切な支援を行う取組を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① いじめ防止対策の推進

- ・ 全教育活動を通じて、いじめを許さない学校づくりに取り組むとともに、未然防止に効果のある児童会・生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進すること等を通して、児童生徒同士の好ましい人間関係を形成する絆づくりの取組や児童生徒の自己有用感を高める指導の充実を図ります。
- ・ いじめを認知した際は、即時に事実確認し、学級担任はもとより、対策委員会を開催する等、学校全体で組織的に対応し、いじめを受けた側・行った側双方の本人とその保護者に対して、いじめは重大な人権侵害であることを踏まえて適切な指導・援助を行い、解決に努めます。

② 教育相談環境の整備

- ・ スクールカウンセラー、広域カウンセラー等の相談員の配置や「すこやか電話」等の相談電話の設置により、いじめや不登校等で不安・悩みを抱えているこどもや保護者が気軽に相談できる環境を整備します。

③ 不登校対策の推進

- ・ 不登校の未然防止を図るため、授業や諸活動において、児童生徒一人ひとりが活躍する場や他者から認められる場を意図的に設ける等、居場所づくりや絆づくりにつながる取組を推進します。
- ・ 校種間等の連携を強化し、幼稚園・保育所等から小学校、小学校から中学校、中学校から高校への適切な情報提供による円滑な移行を図り、不登校等の未然防止の取組を推進します。
- ・ 不登校の児童生徒に対しては、対策委員会を中心に指導・援助の計画を策定し、役割分担する等、学校全体での組織的な対応を行うほか、「スペース・イオ」の設置や「あきたリフ

レッシュ学園」への支援により、不登校の児童生徒を対象とした多様な学びの場の提供とサポートを行います。

施策4 社会的自立に困難を有する若者への支援

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者は、義務教育段階を卒業してしまうと、社会との接点が途切れてしまい、困難を抱えた状態が長期化・固定化する恐れがあります。

このため、こうした若者の置かれた状況に応じた相談支援や就労支援、地域支援体制等の充実を図ります。

就職したものの、仕事や職場生活に起因した悩みを抱える若者への支援として、相談体制を整備します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 若者の自立に向けたサポート

- ・ ニートやひきこもり状態にある若者が、社会への一步を踏み出すためには、相談者に寄り添う、励ます等の地道な対応が必要です。

このため、地域若者サポートステーションにおけるジョブトレーニングのほか、職場ふれあいやスキルアップ等の事業を通じて、人間関係を円滑に構築できる能力を養成するとともに、キャリアカウンセリングを実施する等、働くことに困難を抱え無業状態にある若者を支援します。

- ・ ニート等社会的自立に困難を有する若者が社会へ踏み出せるよう、県内各地に開設されている「若者の居場所」において就業意欲等の醸成を行い、地域若者サポートステーション等と連携を図りながら、社会的自立を支援します。
- ・ 「秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議」を主催し、教育・福祉・保健・医療・更生保護・雇用等に関する関係各機関が連携した効果的な子ども・若者支援に結びつけます。

② ひきこもり対策の推進

- ・ ひきこもり相談支援センターにおいて、電話や面接による相談に対応するとともに、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組みます。
- ・ ひきこもり状態にある本人が集まる「青年グループ」を開催し、居場所を提供するとともに

に、対人関係能力の向上をサポートします。

- ・ 同じ悩みを持つ親同士が集まる「にじの会」を開催し、親の精神的安定や孤立感の軽減を図るとともに、対応を学ぶ学習機会を提供します。

③ 仕事や職場生活に起因した悩みを抱える若者への支援

- ・ 仕事や職業生活に起因した強い不安や悩み、ストレス等を原因としたメンタルの不調等により、就労困難にならないよう、若者が気軽に相談できる相談窓口を設置し、その周知に努めます。

4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

本県において、今後も、県民がこどもを産み育てたいという希望を実現するためには、子育て当事者の多様なニーズに対応した支援や経済的支援、ひいては子育てを社会全体で支える体制が求められています。

そのためには、平成 27 年 4 月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等を継続して支援するほか、安心して子育てができるよう、経済的支援の充実を図っていきます。

また、行政、企業、県民等が協働し、子育て家庭を社会全体で支える取組も推進します。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策 1 地域におけるこども・子育て支援の充実等	①地域におけるこども・子育て支援の充実（一部再掲）
	②子育てを支援する生活環境の整備
	③家庭教育支援体制の充実
	④ひとり親家庭の自立支援の充実
施策 2 安心して子育てできる経済的支援の充実	①出産家庭への支援
	②幼児教育・保育に要する経費や医療費等の負担軽減
	③ゆとりある住宅確保等への支援
施策 3 共育での推進	①企業における仕事と子育ての両立支援の促進
	②一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進
	③男性の家事・育児参画の促進
	④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進（再掲）

施策１ 地域におけるこども・子育て支援事業の充実等

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等を支援し、子育て支援の充実と機能強化を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 地域におけるこども・子育て支援の充実（一部再掲）

市町村が市町村事業計画に従って実施する次の地域子ども・子育て支援事業等について、保護者や地域のニーズ等に応じて適切に行われるよう、必要な支援を実施します。

ア）利用者支援事業（再掲）

- ・ 地域の子育て家庭や妊産婦に対し、適切に幼児教育や保育、子育て支援サービスを利用できるよう、こどもやその保護者等の身近な場所で、適切な施設やサービスの情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うほか、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の開発等、地域の連携を進めます。
- ・ 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や情報発信を行うとともに、必要な支援へつなぎます。
- ・ 子育て支援員研修や母子保健コーディネーター研修を実施し、コーディネート業務に従事する人材の養成を進めます。

イ）延長保育事業（再掲）

- ・ 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を行います。

ウ）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- ・ 保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。事業実施に当たっては、放課後児童クラブ、放課後子ども教室に従事する者の確保と質の向上を図るとともに、関係部局との連携を密にする等、「放課後児童対策パッケージ」に基づく市町村の取組を支援します。

エ）子育て短期支援事業（再掲）

- ・ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等において養育・保護を行います。（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）

オ）乳児家庭全戸訪問事業（再掲）

- ・ 生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や

子育て支援に関する情報提供を行います。

カ) 養育支援訪問事業（再掲）

- ・ 養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

キ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（再掲）

- ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化を図ります。

ク) 地域子育て支援拠点事業（再掲）

- ・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

ケ) 一時預かり事業（再掲）

- ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

（i） 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（ii） （i）以外の一時預かり

コ) 病児保育事業（再掲）

- ・ 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

サ) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（再掲）

- ・ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

シ) 子育て世帯訪問支援事業

- ・ 家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

ス) 親子関係形成支援事業

- ・ 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換ができる

場を設ける等により、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

セ) 児童育成支援拠点事業

- ・ 養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、当児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

ソ) 妊婦に対する支援給付事業

- ・ 妊婦給付認定を受けた妊婦に対し、妊娠・出産に係る費用の支援を行います。

タ) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）

- ・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の支援を行います。

チ) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（再掲）

- ・ 健康面や発達面において、特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立の認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部等を補助します。

ツ) 多世代の交流を生かした子育て支援の強化

- ・ 中高生や高齢者に対して、子育て支援ボランティアへの参加を促進する等、多世代が子育て家庭を支える取組を強化します。

テ) 妊婦健康診査事業

- ・ 健やかな妊娠・出産のため、早期の医療機関受診及び妊娠届出についての啓発を行うとともに、市町村が実施する妊婦健康診査の充実に向けて情報提供等の支援を行います。

ト) 産後ケア事業（再掲）

- ・ 退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を行う、産後ケア事業を実施する市町村に対して助成を行うとともに、未実施の市町村に対しては、課題を把握した上で、実施についての働きかけを行います。

ナ) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（再掲）

- ・ 保育所等に入所しない乳幼児が月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できるようにします。

ニ) 医療的ケア児保育支援事業（再掲）

- ・ 医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等の利用希望に対応できるよう、受入れ等の体制を整備します。

② 子育てを支援する生活環境の整備

- ・ 安心して子育てを行うためには、「こどもまんなかまちづくり」の観点から、こどもの安全に配慮した公園や公共施設等の整備、子育て世帯に優しい生活環境づくりを進めることが必要であり、都市公園の整備、バリアフリーやこどものえきの普及に努めます。
- ・ こどもが身近な場所で多様な遊びを体験できるよう、市町村に対して地域性を踏まえた遊び場の確保を検討するよう働きかけを行います。
- ・ あきた子育てふれあいカードや子育てタクシーの取組等を推進するとともに、県内に所在する魅力的な遊び場やあきた子育てふれあいカードの協賛店情報をSNS等の様々な媒体を通じて情報発信します。

③ 家庭教育支援体制の充実

- ・ 不安や悩みを抱えている保護者等に対して適切な支援ができるよう、各学校等における教育相談体制の充実を図るとともに、PTAや市町村等とも連携を図りながら、出前講座での普及啓発や家庭教育支援指導者等研修会の実施等により、家庭教育支援の充実を図ります。

④ ひとり親家庭の自立支援の充実

- ・ 児童扶養手当等の経済的支援に加え、ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、職業・生活相談や技能習得講習会等を実施し、子育てと仕事の両立を支援します。
- ・ ひとり親家庭のうち母子家庭に対しては、より収入の高い就業や養育費確保に向けた支援を重点的に推進し、父子家庭に対しては、家事等の日常生活を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。

施策2 安心して子育てできる経済的支援の充実

子育て家庭では、保育料や医療費、学費等、子育てにかかる経済的負担が大きくなります。

また、県内の子育て当事者を対象としたアンケート調査（※）では、「子育てや教育にかかる費用に不安があるか」の質問に対し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合は合計で93.6%となっており、こどもを産み育てたいという希望を断念することなく、安心してこどもを産み育てることができるための経済的支援を実施します。

※ 令和6年度秋田県こども計画策定のための子育て当事者の意見調査

施策を構成する柱と主な取組内容

① 出産家庭への支援

- ・ こどもが生まれた家庭を応援するため、県からのお祝いのメッセージとともに祝金を支給するとともに、本県の子育て支援施策を子育て家庭やこれから親となる世代等へ幅広くPRします。

② 幼児教育・保育に要する経費や医療費等の負担軽減

- ・ 未就学児に対する保育料や副食費の助成、高校生までのこどもに対する医療費の助成を行うほか児童手当による経済的支援を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

③ ゆとりある住宅確保等への支援

- ・ 経済的基盤の弱い若い世代が、安心して家庭を持ち、子育てができるよう、宅地の取得や住環境の整備等を支援します。また、公営住宅等への子育て世帯等の入居を優遇します。

施策3 共育での推進

男女がともに子育てをしながら働き続けることができるよう、企業における仕事と育児の両立支援の充実や男性の家事・育児への参画を促進する必要があります。

このため、子育てしやすい環境整備に取り組む企業への支援や理解促進に取り組めます。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 企業における仕事と子育ての両立支援の促進

- ・ 従業員の仕事と子育ての両立支援に対する企業の理解と関心が深まるよう、企業訪問により支援策等の情報提供や取組の働きかけを行うほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や「くるみん」認定の取得等に向けた支援等、中小企業等をサポートします。

② 一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進

- ・ 県内企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を通じ

て、育児休業の取得促進や短時間勤務制度の導入のほか、こどもや孫の看護のための休暇制度の創設等を働きかけ、子育てしやすい環境の整備に向けた企業の取組を促進します。

③ 男性の家事・育児参画の促進

- ・ 男性の家事・育児への積極的な参画を促進するため、乳幼児の父親やプレパパ（間もなく父親になる男性）が育児等を学ぶ機会の充実を図るほか、家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルや、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援に関する好事例を紹介する等、仕事と子育ての両立に関する全県的な啓発を実施します。

④ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進（再掲）

- ・ 男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、働き方改革を通じた長時間労働の改善や柔軟な働き方の導入のほか、男性の家事・育児への参画促進に向けた普及啓発等の取組を一層推進します。

第5章 計画の指標と数値目標

本計画に関する施策の進捗状況を把握するため、次のとおり指標と数値目標を設定します。

(1) こども・若者が健やかに成長できる環境整備

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			R2	R3	R4	R5	R11	備考
1	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小6）、（中3）	%	—	83.5	84.7	86.0	90.0	
2	少年自然の家等の利用者満足度調査における肯定的評価の割合	%	—	—	—	—	96.0	
3	SOSの出し方に関する教育の実施小中学校の割合（※1）	%	17.5	30.7	30.3	28.9	40%以上	
4	SOSの出し方に関する教育の実施高等学校の割合（※2）	%	16.7	3.8	15.4	7.7	50%以上	
5	ネットトラブルに遭った児童生徒の割合（※3）	%	4.1	3.9	3.4	3.0	3.0	
6	歩道整備率（通学路指定分）	%	46.7	46.9	47.1	47.4	48.2	
7	低年齢化に対応したインターネット環境整備に関する講座を実施した市町村数（累積）	市町村	7	9	12	16	25	
8	地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合（公立幼・小・中・高・特別支援）	%	47.3	59.4	61.6	—	70.0	
9	肥満傾向児の割合（小学5年生）（男子）	%	13.9	14.1	16.3	—	12.6	
10	肥満傾向児の割合（小学5年生）（女子）	%	10.5	10.6	11.4	—	9.3	
11	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	95.8	95.4	95.8	—	100	
12	乳幼児健康診査未受診率（3～5か月児）	%	2.1	2.0	1.4	—	0.0	
13	母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる市町村の割合	%	72.0	76.0	76.0	76.0	100	
14	5歳児健診を実施する市町村	市町村	—	—	—	5	25	
15	産後ケア事業を実施する市町村	市町村	7	17	19	20	25	
16	保育所等の待機児童数（翌年度4月1日現在）	人	10	7	3	2	0	
17	幼保小の協働による架け橋期カリキュラムの策定市町村数	市町村	—	—	—	—	25	
18	朝食の摂取率（毎日食べる）（小学5・6年生）（※5）	%	—	88.7	88.9	86.1	92.0	
19	新体力テストにおける小中高の偏差値の平均	—	—	49.5	49.5	50.6	52.7	
20	地場農産物の学校給食利用率（年間）	%	27.5	27.7	23.6	19.1	検討中	
21	基礎学力向上のための指数（設定通過率を超えた設問数の割合）	pt	74.9	72.7	77.5	75.8	検討中	
22	英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合（※4）	%	—	53.1	44.4	46.9	60.0	
23	小・中学校における学校運営協議会の構成員として地域学校協働活動推進員・地域コーディネーター等が参画している割合（公立）	%	51.9	57.1	62.9	67.1	73.0	

24	持続可能な地域づくりを意識した地域と連携した教育活動を実施している高校数	校	26	24	20	20	25	
25	放課後児童クラブ待機児童数（翌年度5月1日現在）	人	51	51	57	—	0	

※1 国公立小・中学校

※2 公私立高等学校

※3 公立小・中学校

※4 公立中学校

※5 公立小学校

（２） 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			R2	R3	R4	R5	R11	備考
1	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合（小6）、（中3）	%	—	—	—	83.9	90.0	
2	高校生のインターンシップ参加率（年間）（※6）	%	—	33.6	48.2	61.3	66.0	
3	高校生の県内就職率（※7）	%	72.5	75.4	73.8	71.3	76.0	
4	特別支援学校高等部卒業生の就職者の割合	%	37.2	39.4	30.6	37.8	40.5	
5	ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生等の割合	%	95.2	92.7	93.8	97.2	100	
6	あきた就職活動支援センターにおけるキャリアコンサルティング利用者数	人	4,751	3,735	4,383	4,708	4,000	

※6 公立 全日制・定時制

※7 公私立 全日制・定時制

（３） 困難を有するこども・若者への支援

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			R2	R3	R4	R5	R11	備考
1	里親等委託率	%	17.6	24.2	23.4	25.4	検討中	
2	児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	0	0	0	0	0	
3	母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	18.2	18.8	22.5	22.9	検討中	
4	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	64	—	61	80	170	
5	障害者への支援体制を整えている講座を実施している市町村数	市町村	—	—	—	—	16	
6	認知したいじめの解消率（※8）	%	93.0	91.4	88.7	90.9	95.0	
7	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒の割合（※9）	%	71.6	71.0	66.1	59.3	75.0	
8	若者の自立支援を通じた進路決定者数	人	102	97	98	73	100	

※8 国公立 小・中・高・特別支援学校

※9 公立 小・中学校

(4) 子育てを社会全体で支える体制の充実

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			R2	R3	R4	R5	R11	備考
1	地域子育て支援拠点年間利用組数	組	123,799	114,584	103,516	139,102	140,000	
2	アンケート調査「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合	%	82.9	84.3	83.6	81.4	85.0	
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員100人以下の企業）	社	518	559	620	673	970	
4	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業）	社	241	284	374	466	910	
5	県内民間事業所における男性の育児休業取得率	%	10.7	14.8	17.9	32.6	85.0	